

VI 森林整備課

1. 森林整備課の概要

(1) 業務内容

「国土・県土・森林を守り」、「豊かな自然・水・空気を育み」、「人々の生活・産業・財産を守り」、「二酸化炭素（CO₂）吸収による地球温暖化防止」に貢献する。

- ① 森林の整備、森林整備に不可欠な路網の整備
- ② 山村地域の人々の生命線・生活道路となる林道の整備
- ③ 緊急対策が必要な間伐の促進
- ④ 林業の振興と間伐材（木材）の利用促進
- ⑤ 林業機械の導入等に関する支援

2. 森林整備事業について

(1) 概 要

事業費 2,528,105 千円（前年度予算額：2,565,566 千円）

事業費 880,931 千円（補正）（前年度予算額：－千円）

<財源内訳>

(千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その 他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,565,566	1,768,116	0	0	0	0	0	0	797,450
要求額	2,528,105	1,730,655	0	0	0	0	0	0	797,450
補正予算	880,931	628,598	0	0	0	0	0	0	252,333
決定額	3,409,036	2,359,253	0	0	0	0	0	0	1,049,783

＜事業費の積算内訳＞

(千円)

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,349,036	間伐等の森林整備や森林作業道の開設への助成
その他	60,000	旅費等
合計	3,409,036	

(事業目標)

第3期岐阜県森林づくり基本計画に基づき、「100年の森林づくり計画」を実践するために、再造林を345ha実施する。また、「健全で豊かな森林づくりの推進」のために間伐を9,800ha/年(平成29年度から33年度まで5カ年間で49,000ha)実施、路網整備を150km/年(平成29年度から33年度まで5カ年間で750km)実施する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

(面積: ha、延長: km)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
再造林 実施面積	151 (H22)	131 (H25)	255 (H26)	170 (H27)	345 (H29)	49.3%
間伐実施面積	14,284 (H22)	8,844 (H25)	8,605 (H26)	10,379 (H27)	9,800/年 (H29~33)	100%
作業道 開設延長	197 (H22)	230 (H25)	270 (H26)	227 (H27)	150 (H29)	100%

① 森林整備事業とは

森林の持つ多面的機能を発揮させるため、造林や間伐などの森林施業や路網整備等について、森林整備事業(補助金)等により支援している。

② 事業区分及び補助率

森林整備事業等における補助率は、森林施業の内容などの諸条件により、以下のとおり設定されている。

事業費区分	事業名称	事業内容	補助対象	補助率等
国補事業 (公共)	森林環境保全直接支援事業	人工造林、樹下植栽、保育、間伐、更新伐、森林作業道整備、附帯施設整備等	森林経営計画の認定を受けた者等が行う森林整備	標準経費の 68% ※再造林 85%、森林作業道の開設 80%、シカ防護柵 100%など、事業内容によって嵩上げ措置あり
			上記以外の者が行う森林整備(伐採届出書に基づく人工造林等に限る。)	標準経費の 36%
	環境林整備事業	被害森林整備	気象害や鳥獣害等による被害森林であって、自助努力等による整備が困難な森林における森林整備、鳥獣の誘引捕獲等	標準経費の 68% 鳥獣の誘引捕獲 100%の嵩上げ措置あり
	機能回復整備事業	花粉発生源植替え	花粉発生源となっている林分において行う立木の伐採、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽	標準経費の 72%
県単事業	環境保全林整備事業(清流の国ぎふ森林環境基金事業)	(略)		
	里山林整備事業(清流の国ぎふ森林環境基金事業)	(略)		
	森林管理路緊急整備事業	作業路、作業歩道	国庫補助事業の採択要件を満たさない作業路等の整備	定額 1.5 千円(作業路幅員 3.0m の場合)
国補		森林作業道、林	森林作業道等の開設、	上限 2 千円/m 以内

事業 (非 公共)	原木安定供給推進(交付金)事業、原木低コスト供給対策事業、林業成長産業化森林整備事業	業専用道(規格相当)	補強	(森林作業道の場合)
		間伐等	森林経営計画区域や生産基盤整備区域等での間伐等	上限 350 千円/ha 以内(間伐の場合、間接費相当分を除く)

(2) 手 続

森林整備事業における補助金対象について、必要と考えられる監査手続(閲覧、分析、質問等)を実施することにより、森林整備事業における補助金対象に関する事務手続の妥当性を検証した。

なお、森林整備事業のうち、森林環境保全直接支援事業の対象となった事業地の「郡上市八幡町美山」と「関市上之保」の2箇所について、平成30年11月9日に視察した。当該視察は森林環境保全直接支援事業における補助金の審査業務の理解を深めるために実施した。事業地における審査は終了していたため、農林事務所の職員に審査業務内容を再現していただいた。



(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 森林整備事業の補助金対象について（意見）

森林整備事業における補助金には、国庫補助事業及び県単独事業の 2 種類があり、そのうち岐阜県が大きく予算を使用しているのは国庫補助事業である。特に森林環境保全直接支援事業では約 34 億円の予算を組んでいる。この事業の趣旨は、森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援することにある。これにより表 1 にあるような森林施業は国及び県から補助金を受取ることができる。

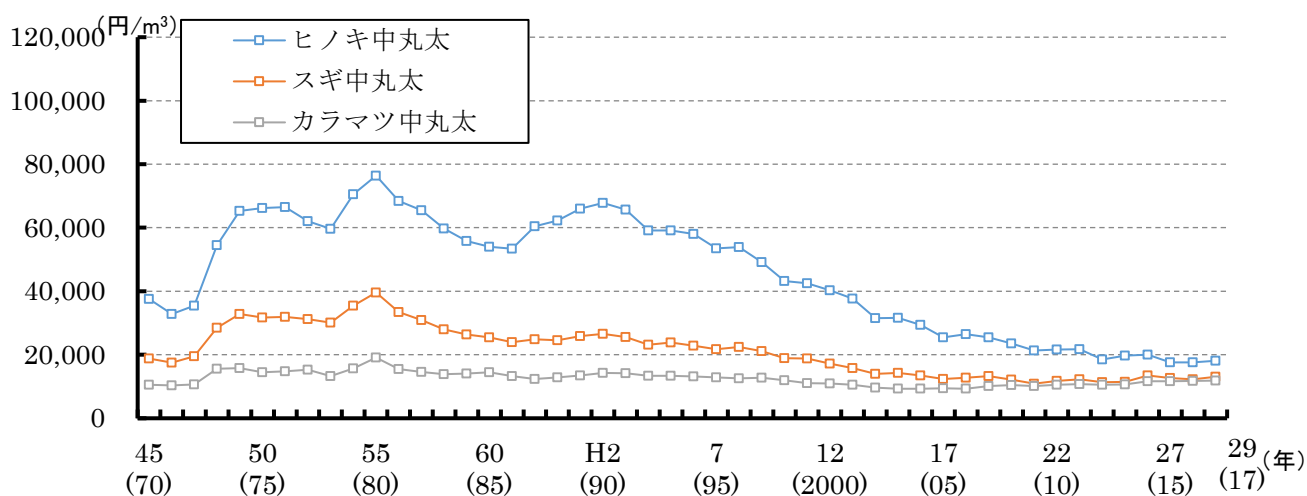
区分		標準単価	内容	
育成 単層 林 整備	人工造林	針葉樹	550,400 円/ha 針葉樹の植栽 (1,000 本)	
		広葉樹	539,900 円/ha 広葉樹の植栽 (1,000 本)	
		針葉樹 コンテナ苗	621,400 円/ha 針葉樹の植栽 (1,000 本)	
	下刈		176,300 円/ha	雑草木の除去
	雪起こし・倒木起こし		176,300 円/ha	倒伏木の倒木起こし
	枝打ち		171,400 円/ha	林木の枝葉の除去
	除伐		155,400 円/ha	刈払機を使用した不用木の除去、 不良木の淘汰
	保育間伐		145,700 円/ha	適正な密度管理を目的として行 う不用木の除去、不良木の淘汰
	定性間伐		212,100 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰の ために行う伐採
	列状間伐		183,700 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰の ために行う伐採
更新伐		213,400 円/ha	複層林の造成を目的とした、不良 木淘汰	
育成 複層 林 整	樹下植栽	針葉樹	111,000 円/ha 針葉樹の植栽 (500 本)	
		広葉樹	105,700 円/ha 広葉樹の植栽 (500 本)	
		針葉樹 コンテナ苗	146,500 円/ha 針葉樹の植栽 (500 本)	
	下刈		149,800 円/ha	雑草木の除去
	雪起こし・倒木起こし		104,200 円/ha	倒伏木の倒木起こし

備	枝打ち	171,400 円/ha	林木の枝葉の除去
	除伐	155,400 円/ha	刈払機を使用した不用木の除去、 不良木の淘汰
	保育間伐	145,700 円/ha	適正な密度管理を目的として行 う不用木の除去、不良木の淘汰
	定性間伐	212,100 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰の ために行う伐採
	列状間伐	183,700 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰の ために行う伐採

(表 1：森林整備事業の補助金の内容)

表 1 にあるように森林施業では、間伐等を中心とした作業が補助金の対象となっている。一方で主伐は、補助金の対象となっていない。森林整備課の担当者にヒアリングを行ったところ「補助金の対象となっている施業は、森林の有する多面的機能を発揮させることを目的としているが、主伐は生産活動であり当てはまらないという考え方が林業では過去から残っている」との回答を得た。補助金の対象となっていない主伐を行っている業者は少なく平成 29 年度における岐阜県の主伐面積は 683.88ha である（森林整備課提供資料より）。この数値が仮に 100 年続くとすると約 6.8 万 ha しか主伐がなされないことになる。森林面積で考えると岐阜県の民有林かつ人工林の 6 割である約 18 万 ha が本格的な利用期を迎えており、このまま 100 年推移すると 20 齢級までの森林面積は、全体の 1 割ほどになってしまうとのことである（第 3 期岐阜県森林づくり基本計画 P2 参考）。つまり現在の主伐面積では、「第 3 期岐阜県森林づくり基本計画」に記載されている「100 年先の森林づくり」の人工林における適切な林齢構成という目標達成は困難といえる。

一方補助金の対象となっている間伐は年間で 9,800ha が施業されている。これは言うまでもなく標準単価によって算定された事業費の最大 68% が補助金として交付されるためと推測される。主伐が行われにくい現状の根本原因は木材価格の低迷により、主伐による販売金額では十分に利益を得ることができない現状がある。岐阜県では主伐を促進させるためにも各地域で先進的な事例として主伐と再生林の採算性を検証するプロジェクトを行っている。そこでも利益が出ている地域もあるが赤字となった地域も存在するというのがある例であろう。



(表 2: 木材の販売価格推移)

林業事業者が主伐についても積極的に取り組むことができる環境を整備することが重要である。その主たる施策として主伐を補助金の対象とすることが適切である。主伐を補助金の対象にしている事例としては島根県や福岡県が挙げられ、先進的な事例を参考に岐阜県でも導入を検討されたい。

	島根県	福岡県
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者 ・ 主伐を行う事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者 ・ 主伐を行う事業者
対象品種	スギ、ヒノキ、マツ、人工林広葉樹	スギ、ヒノキ
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採計画及び森林再生計画の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営計画に基づく主伐であること ・ 木材の出荷先は指定先に出荷すること ・ 県主催の講習に参加又は確実に参加予定
助成金額	$(標準素材生産量) \times (伐採面積) \times 620$ 円/m ³ = 補助金額	原木市場へ出荷した主伐材の材積 1 m ³ 当たり 500 円

(表 3: 主伐への補助金)

現状では岐阜県における林業に関する予算は限られている。その状況で主伐に対して予算をつけるには大きな困難が存在することは理解できる。ただ今からこの問題に取り組まなければ事態はより深刻になっていく。そのため主伐に対して補助金を出すことができるように、取組まれることを検討されたい。

②小坂町森林組合等における補助金の不適正受給について（意見）

森林整備事業は、表1のような手続の流れである。これは事業実施後に交付申請を行うという前提で作成している。

年度	時期	内容	森林所有者等		事業主体		農林事務所
前年度	12月頃	次年度事業要望の伝達	○	→	○		
	1月頃	事業予定書の提出			○	→	○
当年度	4～6月頃	予定補助金額の通知			○	←	○
	所長が定める日	事前計画書の提出			○	→	○
	随時	契約、事業実施・完了	○	→	○		
	概ね四半期ごと	補助金交付申請書の提出			○	→	○
	随時	審査			○	←	○
	審査後速やかに	補助金の交付決定通知			○	←	○
	決定通知後随時	補助金の支払い			○	←	○

（表1：森林整備事業の流れ）

森林整備事業における補助金は、事前申請ではなく、施業が完了した時点での事後申請であり、補助金としては珍しい形態をとっている。これは、森林整備事業は季節制約性が強いため、事後申請方式を採用することで適期の施業にも対応できる仕組みである。申請件数が多いことや作業地が山奥にあることもあり、全件を現地調査することはできない。そのため林業事業体が悪意を持てば、虚偽申請をしても発見されない可能性がある。

平成29年度中に森林整備課が、間伐履歴を岐阜県森林情報システム（森林GIS）へ登録作業中に小坂町森林組合の登録箇所が過去5年以内に補助金申請されている可能性を発見し、下呂農林事務所が調査を実施した。その結果、平成25年度から平成28年度の森林整備事業等において不適正な申請121件、返還対象額58,466千円（うち国費32,799千円）を確認した。この事案を踏まえ森林整備課では、県内すべての林業事業体が平

成 24 年度から平成 28 年度に行った補助金申請の調査を行い、錯誤による申請 31 件、返還対象額 11,813 千円（うち国費 8,274 千円）を確認した。いずれの内容においても不適切に受取った補助金については、平成 30 年 10 月 19 日付で農林水産大臣から県に国庫補助金の返還命令があり、岐阜県は、同日付で小坂町森林組合等に対して当該補助金の返還命令を行った（岐阜県 HP (https://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_11515/osakaF2.html)、2018 年 11 月 19 日閲覧）。

区分	申請件数	補助金額 (円)		
	(件)	合計	国費	県費
調査対象	12,946	11,435,953,203	7,043,902,496	4,392,050,707
小坂町森林組合	220	291,393,421	211,903,733	79,489,688
それ以外	12,726	11,144,559,782	6,831,998,763	4,312,561,019
うち返還対象	152	70,279,175	41,073,033	29,206,142
小坂町森林組合	121	58,465,872	32,799,270	25,666,602
それ以外	31	11,813,303	8,273,763	3,539,540

(表 2 補助金申請件数及び補助金額)

区分	申請件数	補助金額 (円)		
	(件)	合計	国費	県費
調査対象	220	291,393,421	211,903,733	79,489,688
返還対象計	121	58,465,872	32,799,270	25,666,602
重複申請(5年内)	15	9,293,240	6,426,787	2,866,453
面積過大申請	62	16,907,200	11,543,265	5,363,935
未施工箇所申請	30	11,233,583	3,561,471	7,672,112
交付決定前着手	14	21,031,849	11,267,747	9,764,102

(表 3:小坂町森林組合の不正な申請及び補助金額)

区分	申請件数	補助金額 (円)		
	(件)	合計	国費	県費
調査対象	12,726	11,144,559,782	6,831,998,763	4,312,561,019
返還対象計	31	11,813,303	8,273,763	3,539,540
重複申請(5年内)	24	11,351,234	7,935,965	3,415,269
面積過大申請	7	462,069	337,798	124,271

(表 4:小坂町森林組合以外の不正な申請及び補助金額)

小坂町森林組合での補助金不正受給の林業事業体側の原因は次のとおりである。

- (i) 補助事業の業務を一人で行っており、相互牽制などの適切な内部統制が整備されていなかった。
- (ii) 補助金申請は組合の内部規定では、担当者が立案、参事が決裁、理事長へ報告を行うことになっていたがいずれも形式的な確認のみで終わっている。
- (iii) 経営陣のガバナンスへの希薄な意識
- (iv) 役職員のコンプライアンス意識の欠如

岐阜県側の原因としては次のとおりである。

- (i) 補助金要件に対応した審査項目の未整備
- (ii) 補助申請システムの不備
- (iii) 補助金申請者への指導不足

このように小坂町森林組合の事例では、不正が起きやすい環境が存在していた。不正が起きる要因として「不正のトライアングル」が体系化されている。この理論では不正の要因は①機会、②動機・プレッシャー、③正当化の3つに分けられ、この要因が揃ったときに不正が生起すると考えられている。

「機会」とは、不正行為の実行を可能ないし容易にする客観的環境のことをいう。つまり不正行為をやろうと思えばいつでもできるような環境を意味する。「動機・プレッシャー」とは、不正行為を実行したくなる欲求であり、主観的事情のことをいう。例えば上司からの目標達成のプレッシャーを受けている場合や自らの借金が多額にある場合が挙げられる。「正当化」とは、不正行為を実行してもよいとする主観的事情をいう。つまり自分に都合の良い理由をこじつけて不正行為を実行することである。この不正のトライアングルという考え方は、森林組合側が内部統制を構築するために念頭に置く必要がある。小坂町森林組合の事例では、まさに「機会」と「正当化」の部分が不正の要因として挙げられる。業務は一人で担当しており、確認者も形式的にしか確認しないという「機会」が存在し、コンプライアンス意識の低さから当該不正行為を自分の都合がいいように「正当化」している。

このような事案を防ぐためにも補助金を受ける側及び補助金を審査する

側の双方で改善が必要になっている。いずれにせよ、不正リスク要因を意識した内部統制の構築と運用の徹底が重要である。

しかしながら、林業事業体の中には森林組合から小規模な家族経営のような事業体まで様々ある。そのため県による審査の重要性が高いといえる。今回不適切な補助金受給を森林整備事業の審査では見抜くことができなかった。現地審査は申請件数が多いことからサンプリングによって行われているため現地審査の重要性は高いものの、不正を起こさないためにも書類審査の重要性をもう一度見直していかなければならない。

岐阜県ではこのような不正受給の事案を受けて次のような再発防止策をとっている。

- ①農林事務所への指導の徹底
- ②現地職員への実務研修の実施
- ③審査要領等の改善
- ④補助申請システムの改善
- ⑤森林組合等補助金申請者に対する指導

2018年11月19日時点で今回の不正受給の原因になった事項について審査要領への反映は終了している。監査人はこれに加えて、次のことを提案したい。

(i) 審査要領の内容が補助金の給付を受ける条件を網羅して確認する内容になっているか確認していただきたい。

(ii) もし、補助金の不正受給をしようとするものがいた場合に通常想定される内容が審査項目に含まれているかを確認していただきたい。

今回の不正では補助金の対象要件を満たしていないにもかかわらず、岐阜県の審査を通過している。つまり必要事項に関して審査が不十分であったといえるため審査内容が補助金の要件に沿っているか見直しの検討をされたい。また全国的にも同等の不正受給の案件があるため、他県で起きた事案について分析し、岐阜県でも同等の内容が発生していないか審査の内容に反映することを検討されたい。

③森林整備事業の審査資料の保管について（意見）

監査人が該当する補助金に関する書類を閲覧した際には、岐阜県森林整備事業審査要領に沿って業務が行われているのかという点が不明確であった。この点、審査要領に沿って行っているということであったが第三者が閲覧するだけでは判断がつかない状況であった。これを改善するためにも、補助金申請に関する審査における確認項目のチェックリストを作成し、その項目が書類上のどこで確認しているかが判断できるようなリファレンスを付ける必要があると判断した。

簡単な一例として下記のようなチェックリストを作成し、書類の一番上部にファイリングすることが望まれる。

No	確認内容	リファレンス
1	現地審査の件数を算定する。	CK1
2	施業実施間隔の確認	CK2
3	……	CK3
4	……	CK4
5	……	CK5
6	……	CK6
7	……	CK7
8	……	CK8

3. 林業事業体の登録・評価制度の導入について

(1) 概要

平成 24 年 2 月 28 日付で林野庁から「林業事業体に関する情報の登録・公表について」という通達(23 林政経第 312 号)が出されている。この目的は林業事業体の登録情報の公表・共有により事業実行者の選択結果・理由の透明性、森林所有者等への信頼性を確保し、森林整備の担い手である林業事業体間でより良い作業を実行しようとする競争が働く環境整備を行い、森林整備の品質確保、効率的な事業実施を図り、補助事業の適正な執行管理を促すとともに雇用管理能力が高い林業事業体を育成することである。

(2) 手 続

林業事業体の登録・評価制度の導入について、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析、質問等）を実施することにより、林業事業体の登録・評価制度の導入についてに関する事務手続の妥当性を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 林業事業体の登録・評価制度の導入について（意 見）

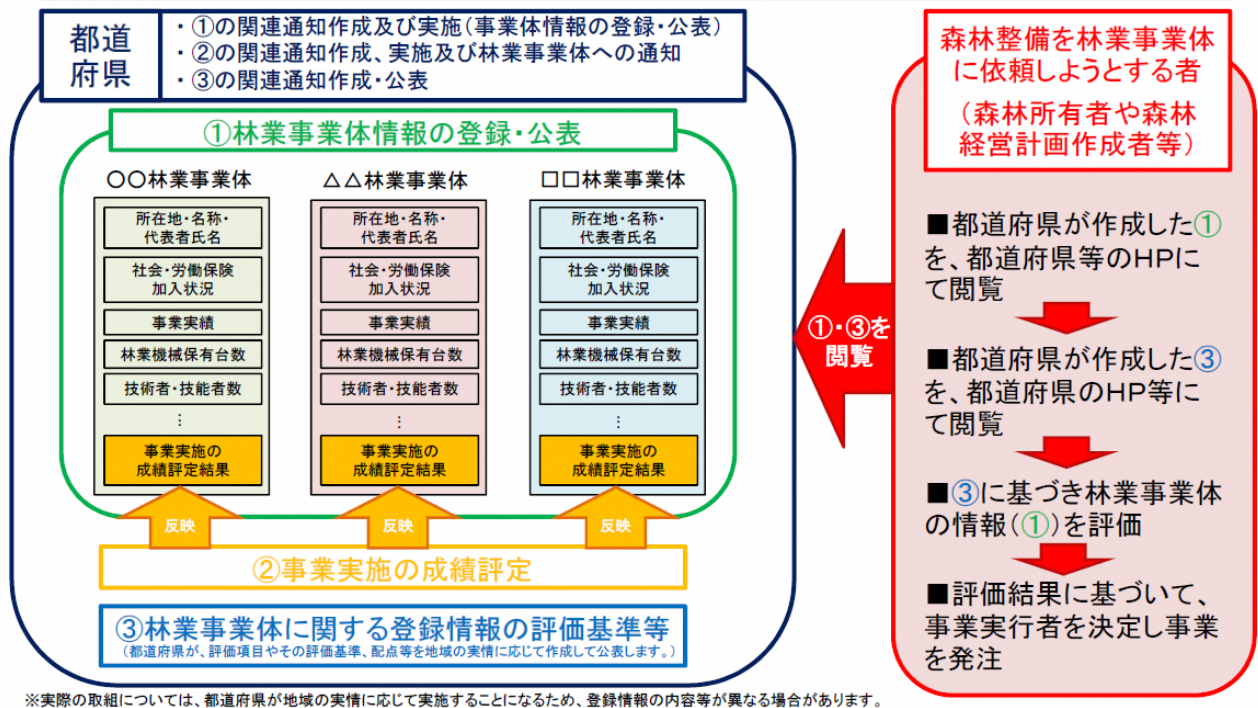
岐阜県は林業事業体の登録・評価制度を導入していないが、「認定事業主」制度を導入しホームページ上に公表している。認定事業主とは、「雇用管理の改善及び事業の合理化に関する改善計画」をつくり、知事の認定を受けた林業の事業主のことをいう。この制度は、事業の合理化と雇用管理の改善に取り組む事業主を支援するために、平成8年に成立している「林業労働力の確保の促進に関する法律」によって設けられた。

林業事業体の登録・評価制度において林野庁が評価項目として例示している内容は、経営を全体的に評価していることから林業事業者自身によりいい評価になるように改善を促す効果があるといえる。例示内容については添付資料1を参照。この制度を導入することは林業事業体からの反発を招く恐れはあるもののそれ以上に各林業事業体に対して適切な刺激を与え、より高い評価を得られるように効率的な経営を目指すことになると考えられる。

岐阜県は森林面積が5番目に多い自治体であるからこそ、林業がより活性化するための施策を講じる必要と考えられる。よって岐阜県でも林業事業体の登録・評価制度を導入することを検討されたい。

次のような制度を8自治体が導入している（林野庁HP,
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/roudou/tourokuhyouka.html>, 2018年11月4日現在）。

林業事業者の登録・評価の仕組みの活用イメージ



(表 1 : 登録評価制度のイメージ図)

4. 林業事業者同士の交流の促進について

(1) 概要

岐阜県では、新規就業者を増加させるために「林業労働力確保支援事業費補助金」や「林業就業促進総合対策事業費」などの事業を行い、既存の林業従事者の技能向上等のために「森林組合等指導強化推進費」などの事業を行っている。また、特定の地域において先進的な技術事例があれば、他地域から林業従事者を招いて講習会などを行う取組みを行っている。例えば森林管理署の森林総合監理士による市町村への技術的援助を推進するという目的のため七宗町で、生産性向上対策現地検討会兼伐採・造林一貫作業システム勉強会などが挙げられる(出典:岐阜県発行森林のたより9月号より)。しかしながら、林業事業者同士で連携などの事例は多いとはいえない状況がある。

(2) 手 続

林業事業体同士の交流について、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析、質問等）を実施することにより、林業事業体同士の交流に関する事務手続の妥当性を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 林業事業体同士の交流の促進について（意 見）

監査人が現地機関である郡上農林事務所で確認できた内容は、林業事業体同士で繁忙期と閑散期に労働力の融通を行っていた。例えば飛騨地方であれば、雪が降らない時期に作業を行うため、夏は美濃地方の林業事業体から作業員を受入れ、雪が積もっている時期には美濃地方に作業員を受入れてもらって仕事を確保している。このような、業務提携は過去から行われている。また各農林事務所の普及員が行っている技術交流会などは存在するものの、数時間から一日程度の交流に過ぎない。

岐阜県の中でも林業が盛んな地域とそうでない地域に分かれ、地域によって技術的面や、主伐や再生林に対する意識についても差が生じてきている。そこで各林業事業体同士で人材交流として、1年間相互に出向者を出し受入れることがプラスの効果をもたらすものと考えられる。しかしながら、各事業体同士で出向者を受入れるなどの人材交流を行っている事業体はないと言える。そのため林業事業体に対して岐阜県が人材交流の機運が高まるように、啓蒙するなどの活動を検討されたい。

Ⅶ 治山課

1. 治山課の概要

(1) 各係の目標及び業務内容

① 森林管理係

県土の8割を占める森林の災害防止や水源かん養などの働きが損なわれないよう、その働きが特に重要な森林の保全を図り、森林の乱開発を防止して安全・安心な住みよい岐阜県づくりを目指す。

- ・保安林の管理に関すること
- ・林地開発許可に関すること

② 治山係

山地災害の防止及び復旧による県民の生活の安全・安心の確保、森林の公益的機能の維持・強化を図り、自然と共生する緑豊かな県土づくり、快適でうるおいのある生活環境づくりを目指す。

- ・山地災害の防止と復旧
- ・森林の公益的機能の維持・強化
- ・森林整備業務入札参加資格者の登録

③ 水源林保全係

県営林や公社造林地の整備を通じて、県の基本財産の造成を行うとともに、健全で豊かな森林づくりを目指す。

- ・県営林の管理に関すること
- ・岐阜県グループの森林認証に関すること
- ・森林整備法人（（公社）岐阜県森林公社・（公社）木曾三川水源造成公社）の指導に関すること
- ・岐阜県水源地域保全条例に関すること

2. 山地治山総合対策事業費について

(1) 概要

事業費 1,077,391千円（当年度決算額）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	諸収入	県債	一般財源
最終予算額	1,420,884	710,427		709,800	657
当年度決算額	1,077,391	538,695		537,900	796

<事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
委託料	21,013	測量や設計業務費用等
工事請負費	1,055,976	工事費用
補償、補填及び賠償金	402	立木等の補償費用
合計	1,077,391	

(事業目標)

安全で快適な生活環境の整備に資するため、溪間工、山腹工等の治山工事を森林整備保全事業計画及び地域森林計画に基づき計画的に実施する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標値	達成率

事業の目標が計画の樹立・変更であるため、指標によって達成度を評価することが困難であるため、指標を設定していない。

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地災害から住民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る重要な国土保全政策である。

治山事業は、森林法第10条の15第4項第4号により、保安施設事業と地すべり防止工事とに定義される。保安施設事業は、森林法41条に基づき、

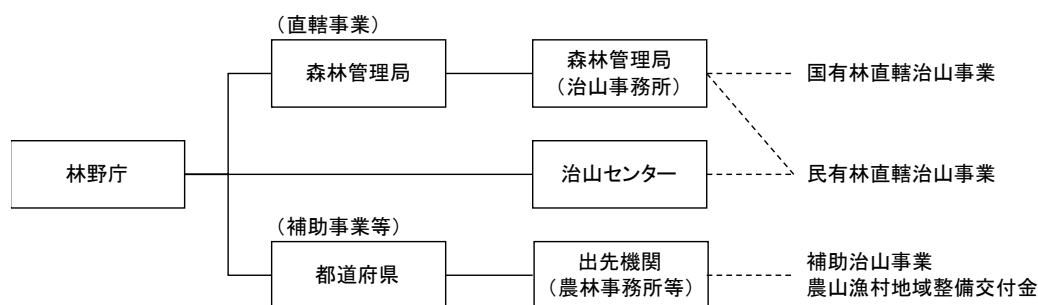
保安林の指定目的を達成するため、国又は都道府県が行う森林の造成事業又は森林の造成もしくは維持に必要な事業である。保安林の指定目的とは、森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる以下の7つの目的である。

- i 水源のかん養
- ii 土砂の流出の防備
- iii 土砂の崩壊の防備
- iv 飛砂の防備
- v 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- vi なだれ又は落石の危険の防止
- vii 火災の防備

地すべり防止工事とは、地すべり等防止法第2条第4項に基づき、地すべり防止施設の新設、改良その他地すべり防止地域（地すべり等防止法第51条第1項第2号に規定する保安林等の存する地すべり地域又はぼた山）内における地すべりを防止するための工事である。

治山事業は、国が実施する直轄事業と都道府県が実施する補助事業等に大別される。

< 治山事業の実施体系 >



国有林直轄治山事業は、日本の国土面積の約2割、森林面積の約3割を占める国有林において、国が実施主体となって荒廃山地の復旧整備、水源地域の整備、海岸防災林等の造成等を実施する。

民有林直轄治山事業は、国土の保全上特に重要であると認められ、事業の規模が著しく大きいとき、事業が高度な技術を必要とするとき、又は事業の利害関係が一都府県に留まらないときに、都道府県の要請を受けて、国が民有林において実施する。

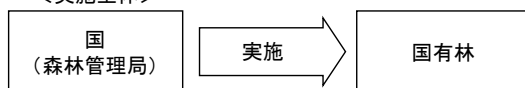
補助治山事業は、国が全国的視点から年度間、地域間のばらつきを調整しつつ事業を要する費用の一部を補助することにより、都道府県が実施主体となって私有林における荒廃山地の復旧整備、水源地域の整備、海岸防災林等の造成等を実施する。

農山漁村地域整備交付金は、都道府県の裁量により農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を推進するものであり、このうち治山事業については、私有林における荒廃危険山地の予防対策や治山施設の老朽化・長寿命化対策等が対象となる。

< 治山事業の実施形態 >

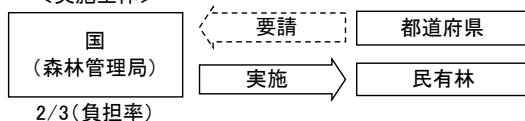
国有林直轄治山事業

<実施主体>



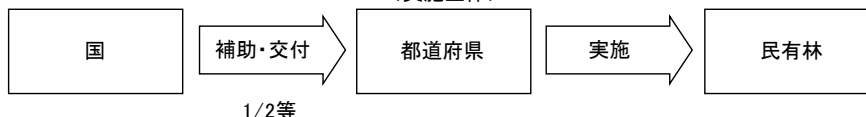
私有林直轄治山事業

<実施主体>



補助治山事業・農山漁村地域整備交付金

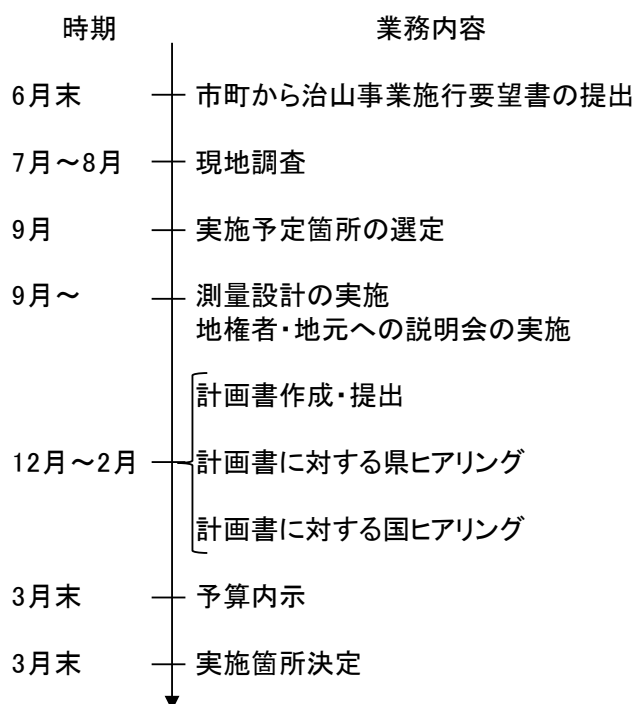
<実施主体>



< 治山事業の種類 >

区域	事業の種類		事業の内容	
国有林野	国有林直轄治山事業		国有林野内において荒廃地等の復旧等を国が直接行う事業	
国有林野以外の森林または原野その他の土地	民有林直轄治山事業		国が直接行う大規模な荒廃地の復旧や地すべりの防止対策	
	補助治山事業	治山等激甚災害対策特別緊急		激甚な山地災害が発生した地域において緊急かつ集中的に行う復旧整備
		山地総合対策	復旧治山	崩壊地、荒廃溪流等の荒廃山地の復旧整備
			山地災害重点地域総合対策	荒廃山地、荒廃危険山地等が密集する一定地域において、一定期間内に重点的・集中的に行う山地災害の未然防止や、荒廃山地の復旧整備等
			緊急総合治山	災害関連緊急治山等事業の実施後、災害関連緊急治山等事業と一体的な計画に基づいて集中的に行う復旧・予防
			緊急予防治山	被害が発生するおそれの大きい荒廃危険山地の崩壊等の予防
			地すべり防止	地すべり防止区域内で行う地すべり防止工事
			防災林造成	なだれ防止林、土砂流出防止林、海岸防災林、防風林の造成並びに森林所有者の責に帰し得ない原因のために現況の著しく悪化した森林の改良整備
		水源地域等保安林整備	水源地域整備	奥地水源地域・ダム上流域等水資源の確保上重要な水源地域や山村集落周辺の荒廃地等における治山施設の整備と森林整備の一体的な実施
	保安林整備		保安林の改良整備・複層林への誘導・造成並びに治山事業施行地の森林及び水源地域の機能が低位な保安林の保育	
	農産漁村地域整備交付金（森林基盤整備事業）	予防治山		崩壊危険地の崩壊等の予防等
		地域防災対策総合治山		荒廃山地、荒廃危険山地等が存する一定地域や火山地域における山地災害の未然防止や荒廃山地等の復旧整備のために行う総合的な山地災害危険地対策
		治山施設機能強化		既存の治山施設を有効活用してその機能強化を図る山地災害危険地対策
		森林土木効率化等技術開発		省力機械化工法・新技術を活用した工法、木材利用の拡大を図る工法等の開発・普及を図るモデル事業
		林地荒廃防止		激甚災害により被災した地域または特殊土壌地帯において、山地災害の防止を図る山地災害危険地対策
山地災害総合減災対策治山		山地災害危険地区が複数存在する地域において、都道府県が市町村や地域住民と協働で減災計画を策定する総合的な治山対策		
共生保安林整備		市街地等の周辺に存する保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備		
保安林管理道整備		治山事業の計画的かつ効率的な実施及び保安林の適正な維持・管理に資するために行う保安林管理道の解説・改良		

< 治山事業実施箇所決定の流れ >



(2) 手 続

山地治山総合対策事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

なお、災害関連緊急治山事業の対象となった事業地の「郡上市八幡町小那比 井原洞 地内」と「下呂市萩原町上呂 門洞」の2箇所について、平成30年11月9日に視察した。当該視察は災害関連緊急治山事業の現地の状況の理解を深めるために実施した。

< 治山事業の現場の様子 >



井原洞（郡上市八幡町小那比）



門洞（下呂市荻原町上呂）

（平成 30 年 11 月 9 日 包括外部監査補助者撮影）

（3） 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 治山事業の内部管理用データの整備・活用について（意見）

山地災害危険地区とは、全国における山地災害発生状況から、地形や地質、植生状況等の条件により、統計的に山地の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路等保全対象への影響が大きい地区を示したものである。

山地災害危険地区は土砂法とは異なり法的根拠や強制力はないが、治山事業の指標として、林野庁の「山地災害危険地区調査要領」に則り県職員が調査している。調査結果は治山事業の理解を深める趣旨で、県民に対して山地災害危険地区を公表している。広大な面積を調査するには多大な労力と費用が必要であるが、法的根拠のない要領では予算措置がされず、調査は事業要望、災害時において職員が実施している現状である（山地災害危険地区面積 275 千 ha、県民有林面積 682 千 ha（調査率 40%））。

＜山地災害危険地区の定義＞

名称	定義
山腹崩壊危険地区	<p>地形(傾斜、土層深)、地質、林況等からみて、山腹崩壊により、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区。</p> <p>【山崩れが起こりやすい斜面の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山の斜面に亀裂やわき水がある ・岩石がもろく崩れやすい地質である ・過去に山崩れがあった ・山崩れがあった場所に隣合っている ・急斜面で、軟弱な地盤がある ・水の集まりやすい斜面地形である ・ときどき落石がある
崩壊土砂流出危険地区	<p>地形(傾斜、土層深、溪床勾配)、地質、林況等からみて、山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区。</p> <p>【土石流の起こりやすい溪流の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溪流の勾配が急である ・溪流部に大きな石がごろごろしている ・たくさんの土砂が堆積している ・上流が山崩れなどであれている ・過去に土石流があった
地すべり危険地区	<p>地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、公共施設に被害を与えるおそれのある地区。</p> <p>【地すべりが起こりやすい山の斜面の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に地すべりがあったところで、今も少しずつ動いている ・わき水や地下水が豊富である ・断層があるところやもろく崩れやすい岩石がある ・火山作用あるいは温泉の作用で粘土化した土がある

県では、山地災害危険地区において治山事業を推進しているが、直近3年間の山地災害危険地区における治山事業の着手率をみると、県全体では年々着手率が向上しているものの、90%程度の地域もあれば依然として60%台の地域もあり、地域ごとで着手率に乖離が生じていた。

県によると、調査範囲の定義が統一されていないため、箇所数及びその進捗率も不確定となっているとのことである。例えば、過去に大規模災害を受けていない市町村や小流域が多く分布する地形では、調査範囲を「小流域単位」としている一方、山岳地帯や過去に大規模災害を受けた箇所では、調査範囲を「流域面積」にまで広げている箇所もある。大面積を有する箇所は着手率が向上されるが、小面積を有する箇所は母数が多くなり着手率の向上が図られないという状況もある。また、治山事業は市町村の要望を受けて実施しているため、市町村の意向に影響される側面もある。よって、単純に算定された着手率データは各エリアの着手率の実態を表しているとはいえない面があり、そのままでは治山事業の進捗管理や優先順位の判断等に活用するには精度面で課題がある。

<山地災害危険地区の着手率>

エリア	区分	H27			H28			H29		
		山地災害危険地区数	着手済地区数	着手率	山地災害危険地区数	着手済地区数	着手率	山地災害危険地区数	着手済地区数	着手率
全県	山腹崩壊	2,260	1,393	—	2,295	1,409	—	2,206	1,718	—
	地すべり	7	7	—	7	7	—	7	7	—
	崩壊土砂流出	4,222	2,984	—	4,235	3,004	—	4,947	3,556	—
	計	6,489	4,384	67.6%	6,537	4,420	67.6%	7,160	5,281	73.8%
A	山腹崩壊	258	169	—	258	170	—	256	222	—
	地すべり	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	崩壊土砂流出	259	198	—	259	200	—	375	291	—
	計	517	367	71.0%	517	370	71.6%	631	513	81.3%
B	山腹崩壊	80	33	—	80	35	—	81	52	—
	地すべり	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	崩壊土砂流出	148	112	—	149	113	—	159	137	—
	計	228	145	63.6%	229	148	64.6%	240	189	78.8%
C	山腹崩壊	138	116	—	138	116	—	136	134	—
	地すべり	1	1	—	1	1	—	1	1	—
	崩壊土砂流出	254	206	—	254	207	—	291	241	—
	計	393	323	82.2%	393	324	82.4%	428	376	87.9%
D	山腹崩壊	125	70	—	125	71	—	126	88	—
	地すべり	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	崩壊土砂流出	172	125	—	174	126	—	265	183	—
	計	297	195	65.7%	299	197	65.9%	391	271	69.3%
E	山腹崩壊	204	128	—	208	134	—	178	154	—
	地すべり	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	崩壊土砂流出	637	425	—	641	430	—	651	470	—
	計	841	553	65.8%	849	564	66.4%	829	624	75.3%
F	山腹崩壊	369	197	—	371	195	—	363	239	—
	地すべり	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	崩壊土砂流出	373	262	—	373	263	—	496	313	—
	計	742	459	61.9%	744	458	61.6%	859	552	64.3%
G	山腹崩壊	150	88	—	150	88	—	128	110	—
	地すべり	1	1	—	1	1	—	1	1	—
	崩壊土砂流出	252	156	—	252	156	—	258	168	—
	計	403	245	60.8%	403	245	60.8%	387	279	72.1%
H	山腹崩壊	423	314	—	425	314	—	408	348	—
	地すべり	2	2	—	2	2	—	2	2	—
	崩壊土砂流出	739	636	—	740	636	—	706	674	—
	計	1,164	952	81.8%	1,167	952	81.6%	1,116	1,024	91.8%
I	山腹崩壊	233	116	—	236	116	—	231	156	—
	地すべり	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	崩壊土砂流出	423	289	—	423	290	—	530	365	—
	計	656	405	61.7%	659	406	61.6%	761	521	68.5%
J	山腹崩壊	280	166	—	304	170	—	299	215	—
	地すべり	3	3	—	3	3	—	3	3	—
	崩壊土砂流出	965	580	—	966	579	—	1,216	714	—
	計	1,248	749	60.0%	1,273	752	59.1%	1,518	932	61.4%

(注意事項)

※平成29年度に県全体で山地災害危険地区の各区分の見直しを行っている。

よって、県は、治山事業を効率的かつ効果的に推進する観点から、山地災害危険地区の調査範囲の状況や市町村の意向等の追加情報について、各現場の実態を踏まえ、治山事業の進捗管理や優先順位の判断等に活用できるような内部管理用データとして整備し活用することが適切と考える。また、上記データによる判断の精度を上げるためにも、現状で 40%にとどまっている調査率を上げることが望ましい。

Ⅷ 公益社団法人岐阜県森林公社

1. 団体の概要

(1) 設立目的

地球温暖化防止、水源かん養、県土の保全等森林の多面的機能を発揮する森林の整備・保全を図るとともに森林資源の育成を進め、あわせてこれらを担う人材の育成・確保の支援を図ることにより、もって地域経済の発展及び住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的とする。(以下、当団体を「森林公社」という。)

(2) 設立年月

昭和41年11月

(3) 沿革

昭和41年11月	社団法人岐阜県林業公社として設立
昭和41年12月	第Ⅰ期分収林計画により分収林契約を開始
昭和49年10月	県より白山スーパー林道の移管を受ける
昭和51年 4月	第Ⅱ期分収林計画を策定
昭和52年 4月	高山出張所を飛騨総合庁舎に開設
昭和52年 8月	白山スーパー林道供用開始
昭和59年12月	森林整備法人に認定される
昭和61年 4月	第Ⅲ期分収林計画を策定、間伐事業を開始
昭和63年11月	白山スーパー林道の2車線化が完成
平成 5年 7月	白山林道施設整備計画検討委員会が開催
平成 8年 4月	第Ⅳ期分収林計画を策定
平成 9年 3月	社団法人岐阜県森林公社に改称 林業労働力確保支援センターを設置
平成 9年12月	分収林機能高度化資金の利用により支払利息を軽減
平成10年 4月	公社理事長、専務理事、総務課長が木曾三川水源造成公社の役職を兼務
平成11年 3月	県営林受託事業の実施を決定
平成11年 5月	第Ⅳ期分収林計画を見直す

平成12年 5月	新規分収造林に係る分収割合の変更を決定（7：3）
平成13年 4月	県借入金の金利が軽減（3.5%→2.0%）措置される
平成14年 4月	県借入金の金利が軽減（2.0%→0%）措置される 新規借入先が県から市中金融機関へ変更措置される 市中金融機関からの借入金に対する利子補給制度が措置される
平成14年 5月	新規造林計画を凍結する
平成14年 9月	県に公益森林整備協議会が設置される
平成15年 5月	保育事業施業基準の一部見直し
平成15年 9月	公益森林整備協議会より「森林公社経営改革のための提言」を受ける
平成15年 9月	利用間伐を開始
平成16年 3月	「森林公社経営改革のための行動計画書」を作成
平成16年 4月	長伐期施業へ施業体系を見直す 「飛騨・加賀花街道整備5カ年計画」（白山スーパー林道）を開始
平成16年 8月	施業転換資金活用により借り換えを実施（公庫支払利息の軽減）
平成17年 4月	分収契約期間及び主伐開始時期の延長手続を開始
平成17年 6月	公庫借入金の任意繰上償還を実施
平成18年 5月	第Ⅴ期分収林計画を策定（新規造林計画はなし、長伐期施業）
平成19年10月	白山スーパー林道経営改善計画を作成（整備5カ年計画を含む）
平成 20 年 3 月	森林公社経営改善プランを作成
平成 25 年 4 月	公益社団法人岐阜県森林公社へ移行

（４）設立の経緯

設立当時は、①戦前戦後の大量伐採による森林の荒廃、②社会経済の急速な発展に伴う木材需要の急増、③薪炭需要の激減と広葉樹パルプ用材の需要拡大を背景として、未立木地や旧薪炭林を人工林に転換する拡大造林が森林整備の大きな課題となっていた。

このため、国においては、昭和 33 年に分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）が施行され、木材の安定供給と森林復興のための森林資源造成政策が推進された。

また、分収造林推進要綱において、昭和 55 年度末までに、全国で 50 万 ha の分収造林目標が提示され、こうした国策を受けて、森林公社は、民間ではできない奥地の森林整備に取り組むこととなり、資金上の制約や組織の弱体等から、森林所有者や森林組合等による自主的な造林が困難な場合に、県、市町村に代わって、分収方式による造林を行うこととなった。

(5) 社員

岐阜県、市町村、森林組合、林業関係団体の 58 社員で構成されている。

① 岐阜県 (1 員)

② 市町村 (34 員)

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市

養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町

東白川村、白川村

③ 森林組合 (20 員)

岐阜中央森林組合、西南濃森林組合、揖斐郡森林組合、もとす郡森林組合、中濃森林組合、郡上森林組合、可茂森林組合、八百津町森林組合

白川町森林組合、東白川村森林組合、陶都森林組合、中津川市森林組合、加子母森林組合、付知町森林組合、恵那市森林組合、恵南森林組合

小坂町森林組合、南ひだ森林組合、飛騨高山森林組合、飛騨市森林組合

④ 林業関係団体 (3 員)

岐阜県森林組合連合会、岐阜県山林協会、岐阜県木材協同組合連合会

(6) 出資金

1 口 1 万円とし、総額 548 万円である。

<出資金内訳>

(平成30年4月1日現在)

区 分	社員数	出資口数	出資金(千円)	備 考
岐阜県	1	262	2,620	出資比率:47.8%
市町村	34	171	1,710	19市 13町 2村
森林組合	20	93	930	
林業関係団体	3	22	220	県森連、山林協会、県木連
計	58	548	5,480	

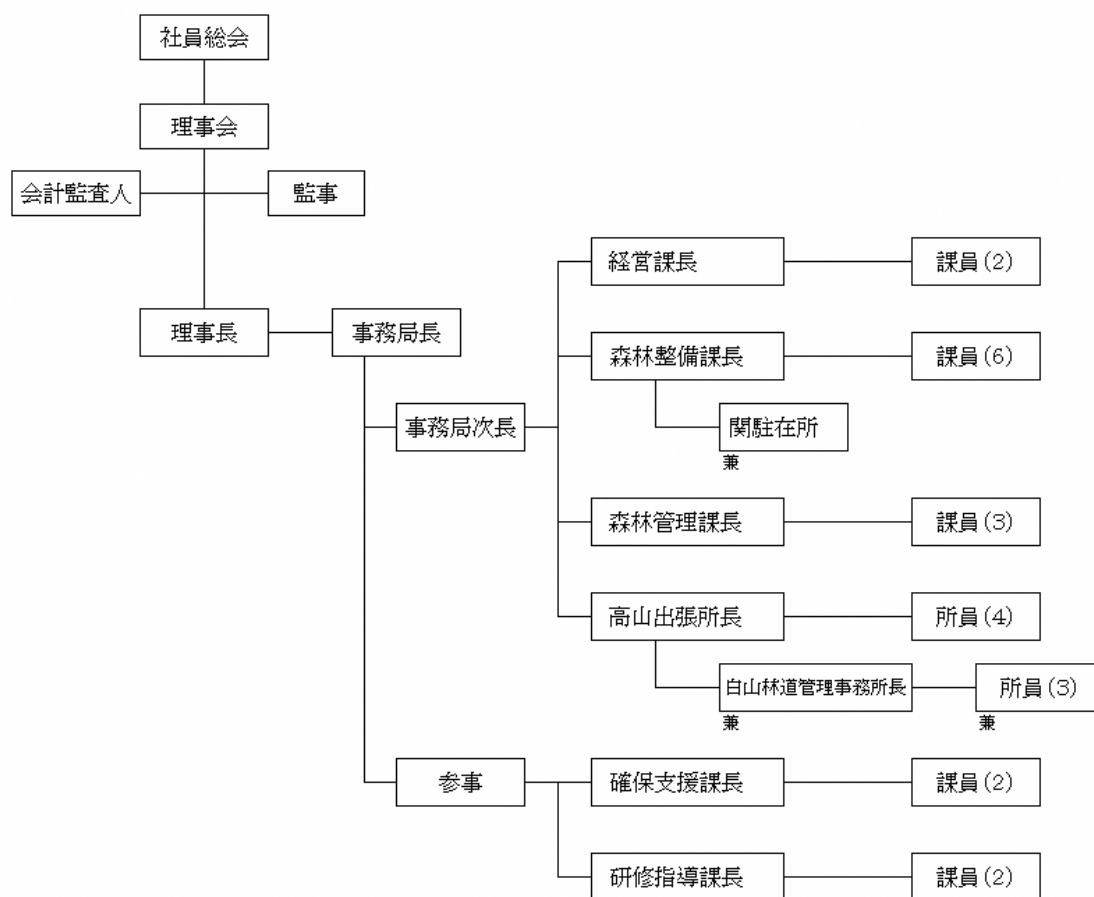
(7) 人員 (平成30年4月1日現在)

(単位:人)

区 分	現員数	プロパー	プロパーOB	県派遣	県OB	その他
理事長	1				1	
事務局職員	14	8		5		1
再任用職員	4		1	1	1	1
業務管理指導員	5		2			3
アドバイザー	1				1	
嘱託員	3					3
雇員	1					1
計	29	8	3	6	3	9

(注) 理事長、事務局長、事務局次長は、公益社団法人木曾三川水源造成公社と併任。

(8) 組織図



(注) カッコ内は人数。

(9) 事業の内容

- ① 定款に定める公益目的事業内容
 - ア 分収方式による造林又は育林及び県営林等の森林環境整備に関する事業
 - イ 白山林道の整備及び維持管理に関する事業
 - ウ 林業労働力の確保に関する事業
 - エ 自然環境保護を目的とする事業
 - オ 無料職業紹介に関する事業
 - カ その他前各号の公益目的事業を達成するために必要な事業

- ② 定款に定める収益事業等内容
 - ア 森林の調査及び管理の受託に関する事業
 - イ その他関連する事業

- ③ 実施している事業体系
 - ア 森林環境整備事業
 - i 分収造林事業 (S41～)
 - ii 家族ぐるみの森林事業 (S63～)
 - iii 県営林等整備事業 (H11～)
 - イ 白山林道管理事業 (S49～)
 - ウ 林業労働力対策事業 (H9～)

- ④ 廃止及び終了した事業
 - ア 受託事業 (S42～H18)
 - イ 分収育林事業 (S61～H27)
 - ウ グリーンバンク事業 (H8～H12)
 - エ エコプロジェクト事業 (H21～H22)

(10) 実施事業の概要

① 森林環境整備事業

ア 分収造林事業

分収林特別措置法に基づいて、森林所有者から預かった土地に、森林公社が造林者と費用負担者になり、スギ、ヒノキ等を植え、育て、将来成長した木材を伐採したときに森林所有者と木材販売に伴う収益を分収する事業である。

事業を実施するための財源は、補助金の他は日本政策金融公庫及び県からの長期借入金を財源としている。なお、平成 14 年度からは県に代わって金融機関からの借入金となっている。

1 団地は概ね 5ha 以上の規模の土地に造林をする。

分収割合は、森林所有者が 4 割、森林公社が 6 割である。（平成 12 年 5 月 29 日以後の分収造林契約においては、森林所有者が 3 割、森林公社が 7 割である）また、平成 28 年度から分収割合変更への取り組み（森林所有者 2 割、森林公社 8 割）を行い、平成 31 年 4 月の分収交付から変更後の分収率を適用する。

分収造林地の造成は、県下 28 市町村で実施され、昭和 41 年度から平成 17 年度までの実績は、14,347ha である。

植栽樹種別の面積割合は、スギ 32%、ヒノキ 64%、その他 4%となっている。

所有形態別の分収造林契約面積は、公有林 15.0%、私有林 85.0%でその内訳は、個人有林が 45.1%、記名・慣行共有林が 22.4%、会社等法人 6.7%、神社寺有林 5.4%、組合有林 5.3%、学校有林 0.1%となっている。

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

齢級別面積では、4 齢級（16～20 年生）から 10 齢級（46～50 年生）の森林が 97%を占め、分収林のすべてが今後も間伐を主とした保育施業を必要とする育成途上の森林である。なお、長期借入金の累積のため、現行の分収方式の新規造林契約は、平成 15 年以降休止し、既契約森林を適正に保育管理していくこととしている。また、平成 16 年度からは、森林の持つ公益的機能をより高度にかつ持続的に発揮させるため、施業体系を、標準伐期施業から長伐期施業にすべての契約地において方針転換した。

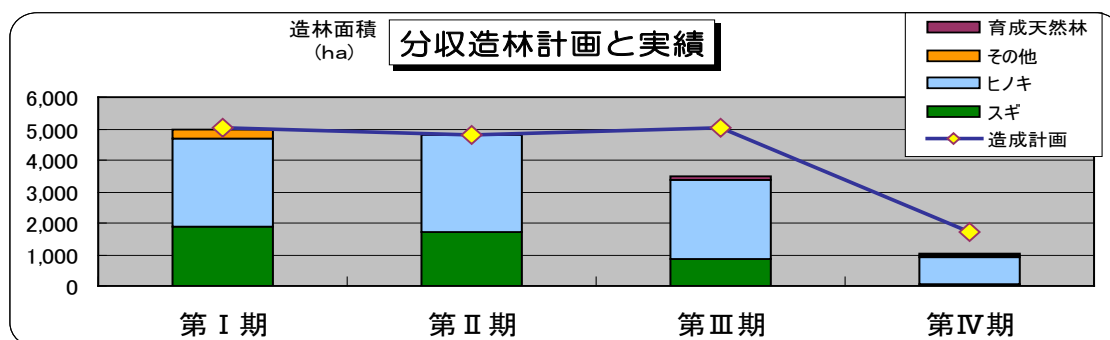
長伐期施業転換に伴う、分収造林契約期間及び主伐の時期を延長するための契約変更は平成 17 年度から実施しているが、平成 20 年度に、国の支

援施策「美しい森林共同整備特別対策事業」の事業採択を受け、「美しい森林共同整備岐阜県協議会」を設立し、分収造林契約の長伐期化及び非皆伐施業を推進している。

<分収造林実績>

(単位：ha)

区分	期間	造成計画	実績					
			スギ	ヒノキ	マツ類	広葉樹	育成天然林	
第Ⅰ期	(S41～S50)	5,000	4,998	1,905	2,774	319	0	0
第Ⅱ期	(S51～S60)	4,800	4,803	1,728	3,069	6	0	0
第Ⅲ期	(S61～H7)	5,000	3,494	861	2,499	0	0	134
第Ⅳ期	(H8～H17)	1,700	1,052	72	820	0	97	63
計		16,500	14,347	4,566 (31.8%)	9,162 (63.8%)	325 (2.3%)	97 (0.7%)	197 (1.4%)



イ 家族ぐるみの森林事業

昭和63年度に実施された「ぎふ中部未来博」の記念として、家族ぐるみの労力提供による植栽から保育までの一貫作業を実施し、森林に対する愛着と認識を深めるための分収方式による事業である。

森林所有者から土地を借り、一般募集した各オーナーに対して、植栽及び保育作業の指導を行いながら、造林地の管理を実施している。

分収割合は、費用負担者：森林所有者：森林公社＝55：40：5である。

ウ 県営林等整備事業

平成 11 年度から、県営林（県有林及び県行造林）の保育及び管理事業を県から受託して実施しているものである。

平成 29 年度は 101 箇所、5,453ha について保育事業の設計・発注・検査業務のほか、巡視管理を実施した。

< 県営林の現況（平成 30 年 3 月 31 日現在） > (単位：箇所、ha)

	名 称	箇所数	面 積
県有林	純県有林	8	2,396.43
	県民の山	14	1,592.39
	計	22	3,988.82
県行造林	地上権設定	4	481.41
	御大典記念	11	283.17
	紀元 2600 年記念	15	475.67
	公有林緑化	66	1,974.20
	部分林	1	128.59
	青少年の森	1	3.00
	計	98	3,346.04

② 白山林道管理事業

特定森林地域開発林道「白山白川郷ホワイトロード（旧白山スーパー林道）」の維持管理及び整備をする事業である。

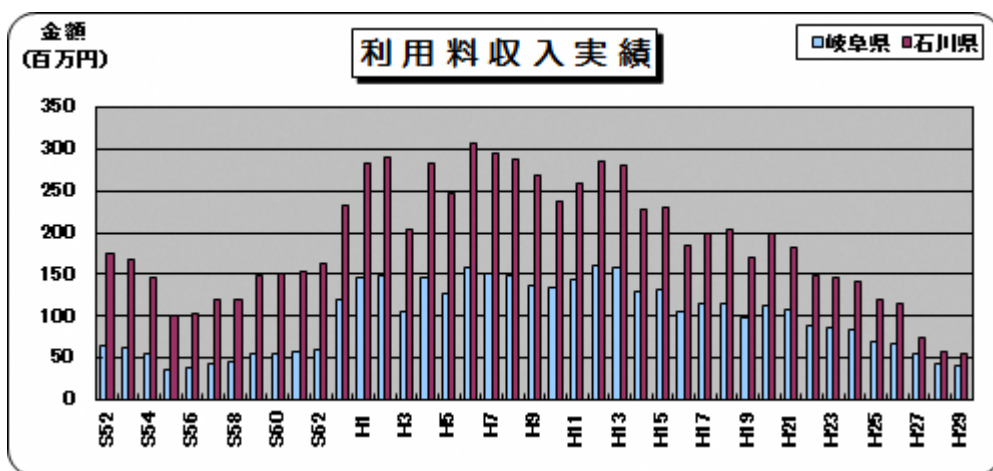
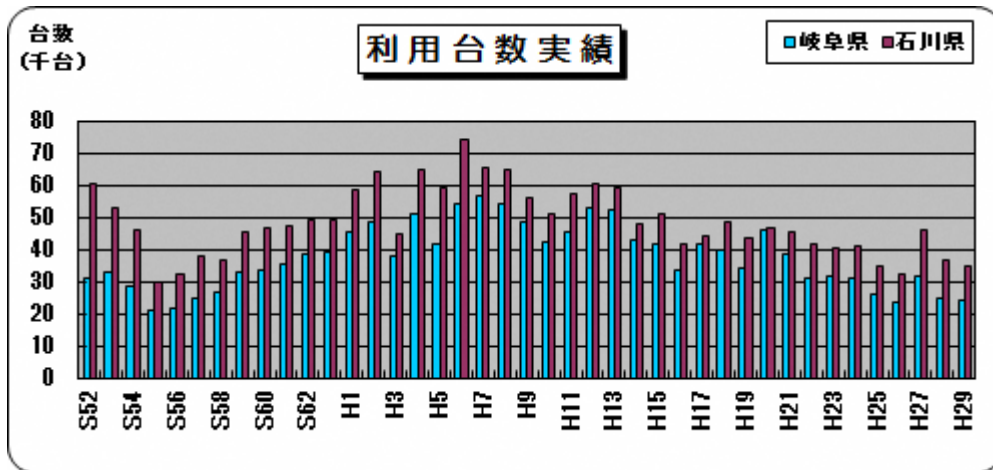
昭和 49 年、森林開発公団が建設し県に移管、その後森林公社に移管されたもので、再整備後、昭和 52 年から有料道路として供用開始した。

石川県白山市と白川村を結ぶ、全延長 33.3km の林道で、岐阜県側 14.7km 区間の管理及び運営をしている。（無料区間 4.3km は白川村の管理に移行されている）

平成 22 年度からは、管理運営について白川村への委託を充実し、「白山の自然・人交流促進協議会」による各種イベントを計画するなど、地域と連携しながら長期的に安定した誘客を図ることを目指している。

平成 27 年度から「白山白川郷ホワイトロード」に愛称を変更し、利用料金も約半額となった。

平成 29 年度、供用開始 40 周年行事で三方岩駐車場歩道展望台バリアフリー化完成式典を開催した。



③ 林業労働力対策事業

ア 支援センター事業

県内の森林技術者数は、林業の採算性の悪化や山村の過疎化、高齢化の進行により、減少している。このため、林業労働力の確保を図るための各種対策事業を実施する組織として、県から「林業労働力確保支援センター」として指定され、平成9年から、森林公社が関連事業を行っているものである。

平成30年度から、県と連携を図りながら林業労働力確保支援センターの組織を拡充し、「森のジョブステーションぎふ」として、林業担い手の確保と育成を推進するため、職業相談から技術の習得、新規就業者の雇用や定着に向けた取り組みを強化していく。

支援センターの業務として、新たに林業に就業しようとする方を対象とした林業就業支援講習、林業技術の習熟度に応じた「緑の雇用」現場技能者育成対策事業の「フォレストワーカー研修」及び「フォレストリーダー研修」等を実施している。

平成 25 年度から、林業への就業に向けた教育を受ける者に資金の給付を実施している。

イ 雇用改善事業

雇用する側である林業事業体に対しても、雇用管理の改善を促進するための雇用管理セミナーの開催や雇用情報の収集、提供を実施している。

林業就業希望者に対し、相談窓口の設置や森林の仕事ガイダンスを開催し、就業に関する相談等を実施している。

ウ 雇用安定化事業

新規の林業就業者等に対して、就業に必要な林業技術又は経営方法等の研修受講に必要な資金、新規就業の準備のために必要な資金を無利子で貸付けている。

(11) 財務状況

① 貸借対照表 (平成 27~29 年度)

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	191,039	186,698	265,699
未収金	128,460	143,204	134,606
前払金	630	749	890
仮払金	20	-	-
貯蔵品	75	2	17
流動資産合計	320,227	330,654	401,213
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産	5,480	5,480	5,480
基本財産合計	5,480	5,480	5,480
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	108,202	114,684	99,026
森林管理前受資金	436	436	436
分収造林補助金形成資産	20,551,565	20,635,181	20,786,545
特定資産合計	20,660,204	20,750,302	20,886,009
(3) その他固定資産			
分収造林森林資産	38,335,603	38,542,723	38,755,904
建物	109,233	121,321	124,383
建物附属設備	5,830	18,491	19,208
構築物	1,651,125	1,687,798	1,727,647
機械装置	-	-	-
車両運搬具	6,813	6,975	6,975
工器具備品	18,265	19,032	18,505
一括償却資産	3,260	3,260	3,260
ソフトウェア	47,468	13,127	13,489
減価償却累計額	△1,668,701	△1,645,210	△1,676,519
電話加入権	232	232	232
リサイクル預託金	28	20	20
出資金	60	60	60
林業就業資金貸付金	7,758	7,492	7,334
貸倒引当金	△5,444	△5,204	△5,094
その他固定資産合計	38,511,533	38,770,122	38,995,410
固定資産合計	59,177,218	59,525,904	59,886,899
資産合計	59,497,446	59,856,559	60,288,113

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	130,862	112,597	118,187
前受金	14,081	14,081	14,261
預り金	924	645	1,696
短期借入金短期借入金	15,000	20,000	20,000
1年以内返済予定長期借入金	847,317	876,994	837,536
賞与引当金	6,520	7,249	7,471
流動負債合計	1,014,706	1,031,569	999,152
2. 固定負債			
長期借入金	32,624,490	32,825,446	33,140,403
県借入金未払利息	5,488,173	5,488,173	5,488,173
森林管理長期前受金	436	436	436
退職給付引当金	108,202	114,684	99,026
固定負債合計	38,221,303	38,428,740	38,728,040
負債合計	39,236,010	39,460,309	39,727,192
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
出資金	5,480	5,480	5,480
森林資産形成補助金	20,551,565	20,635,181	20,786,545
指定正味財産合計	20,557,045	20,640,661	20,792,025
(うち基本財産への充当額)	5,480	5,480	5,480
(うち特定資産への充当額)	20,551,565	20,635,181	20,786,545
2. 一般正味財産	△295,609	△244,411	△231,105
正味財産合計	20,261,435	20,396,249	20,560,920
負債及び正味財産合計	59,497,446	59,856,559	60,288,113

(注) 科目を一部省略して掲載している。

② 正味財産増減計算書（平成 27～29 年度）

（単位：千円）

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1	1	0
特定資産運用益	30	0	45
受取会費	5,120	5,120	5,122
受取補助金	344,652	341,365	305,707
受取地方公共団体補助金	343,277	340,115	299,502
受取助成金返済	1,375	1,250	6,205
受取負担金	426	404	392
受取保険金等	-	-	0
受取補償金	7,110	4,836	2,747
事業収益	131,776	129,039	134,661
分収造林事業収益	30,573	34,462	47,048
県営林等整備事業収益	21,722	27,860	21,837
白山林道管理事業収益	53,135	43,045	41,275
支援センター事業収益	23,291	15,906	21,039
雇用改善促進事業収益	3,053	3,126	3,460
法人会計負担額	-	4,636	-
雑収益	584	539	426
経常収益計	489,805	481,547	449,215
(2) 経常費用			
事業費	758,384	696,480	780,314
直接事業費	176,171	175,331	241,554
保育費	83,157	64,720	128,894
作業路費	28,304	34,327	52,028
白山林道事業費	49,044	56,582	43,803
県営林受託事業費	15,664	19,701	16,828
間接事業費	140,682	101,172	138,962
報酬費	5,582	5,536	5,468
交通費	556	660	659
保険料	2,600	1,675	2,356
分収交付金	22,797	2,820	1,886
賃借料	1,194	962	909
支払負担金	43	45	49
広告宣伝費	1,611	2,622	1,158
委託費	67,126	53,314	86,149
受講料	7,279	2,375	4,327
燃料費	11	18	53
修繕費	1	10	20
助成金	29,250	29,880	29,718
受取助成金返還	2,625	1,250	6,205
事業資金借入金支払利息	194,077	186,460	168,808
公庫借入金支払利息	156,887	159,614	158,250
金融機関借入金支払利息	37,190	26,846	10,557
人件費	123,774	118,849	120,900
役員報酬	2,095	-	-
職員等給与費	91,438	89,453	92,759
賞与引当金繰入額	6,520	7,249	7,471
雇員賃金	1,316	704	1,435
福利厚生費	18,814	16,454	19,195
その他人件費	3,589	4,987	40
事務経費	123,678	114,666	110,088

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
管理費	14,306	24,530	20,141
人件費	12,705	16,048	16,460
役員報酬	2,095	4,368	4,368
職員等給与費	-	3,707	3,789
福利厚生費	340	1,490	1,767
退職給付費用	10,269	6,481	6,534
事務経費	1,600	8,482	3,681
森林管理前受資金繰入額	0	0	0
経常費用計	772,690	721,011	800,456
森林資産勘定振替前当期経常増減額	△282,885	△239,464	△351,240
森林資産勘定振替額	325,247	290,735	364,546
分収造林資産勘定振替額	325,247	290,735	364,546
評価損益等調整前当期経常増減額	42,362	51,271	13,305
損益評価等計	-	-	-
当期経常増減額	42,362	51,271	13,305
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度損益修正	-	-	0
経常外収益計	-	-	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	92	73	0
車両運搬具除却損	92	73	-
工器具備品除却損	-	0	0
経常外費用計	92	73	0
当期経常外増減額	△92	△73	0
当期一般正味財産増減額	42,269	51,198	13,306
一般正味財産期首残高	△337,879	△295,609	△244,411
一般正味財産期末残高	△295,609	△244,411	△231,105
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	107,019	83,615	151,364
森林資産形成補助金	107,019	83,615	151,364
基本財産運用益	1	1	0
基本財産受取利息	1	1	0
一般正味財産への振替額	△1	△1	0
一般正味財産への振替額	△1	△1	0
当期指定正味財産増減額	107,019	83,615	151,364
指定正味財産期首残高	20,450,025	20,557,045	20,640,661
指定正味財産期末残高	20,557,045	20,640,661	20,792,025
III 正味財産期末残高	20,261,435	20,396,249	20,560,920

(注) 科目を一部省略して掲載している。

(12) 県から団体への支援内容等（平成 27～29 年度）

① 県の出資

2,620 千円（県出資割合 47.8%）

② 県からの補助金

（単位：千円）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
森林整備事業補助金等	306,515	292,923	350,128
利子補給金	143,783	132,059	106,945
合計	450,298	424,982	457,073

③ 県との委託契約

（単位：千円）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
県営林受託事業	21,722	27,861	21,838

④ 県からの借入金及び損失補償債務残高

（単位：千円）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考
損失補償債務残高	17,548,235	17,669,444	17,820,463	日本政策金融公庫、金融機関借入
借入金残高	15,923,574	16,032,997	16,157,477	林業経営資金、白山林道整備事業資金、林業就業促進資金
出資金	2,620	2,620	2,620	

⑤ 県からの職員数

（単位：人）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
役員	0	1	0	1	0	1
職員	3	0	4	0	4	0
合計	3	1	4	1	4	1

（注）職員（常勤）のうち 2 名は公益社団法人木曾三川水源造成公社と併任。

2. 長期収支試算について

(1) 概要

森林公社は、森林資源の充実を図り、水資源の確保、県土の保全、山村地域の振興に寄与することを目的に、分収林特別措置法に基づき、計画的な森林整備を行い、その面積は県内の私有林人工林面積の約4%に当たる1万4千haに及んでいる。また近年、地球規模の環境問題である温暖化防止機能や生物多様性の保全、また森林の保健文化的活用や再生可能エネルギー産業の場や資源としての多面的機能の発揮に向け、森林の多様な管理活用に対する要求の高まりに対処する必要がある。

こうした中、森林公社では長伐期施業に移行した分収造林事業地を、適正に管理し森林の持つ公益的機能を高度に発揮させつつ、安定的に木材資源が供給できる森林を形成し次世代に引き継いでいくことを、森林公社の重要な責務として公社運営を実施してきた。

一方で、分収造林事業は長期間の保育経費や管理経費を補助金と借入金で賄い、その森林の伐採収益で債務を返済する仕組みであることから、長引く木材価格の低下や労務費の上昇等により、森林公社の経営は非常に厳しい局面を迎えている。

こうした状況にあつて、森林公社では平成23年度に「経営改善計画書(アクションプラン)」(平成24年度～平成28年度)を策定し、経営改善に向けた様々な取り組みを実施し経営の改善を図ってきている。下落し続けている木材価格の好転による経営改革は期待できない社会情勢であり、分収造林事業について契約者である森林所有者の理解と支援、また県民の理解等も求めていく必要がある。

現在は経営改善計画の第2期目(平成29年度～平成33年度)に入り、分収林計画については第6期に入っているが、ここでは利用間伐事業を大幅に増加し、分収割合の変更や長伐期化の契約変更等の事務量の増加、長伐期化の合意が得られない森林については主伐の実施など、業務量の増加を予想している。また、債務返済をはじめとする資金繰りについてもリスクを抱えている一方、主な収益源である木材販売収入を確保できる仕組みづくりの検討等、経営対策を実行していく予定としている。

また、分収造林事業は極めて長期にわたる事業であり、上記のとおり、様々な経営リスクを抱えているため、中長期的な視点に立った経営状況を把握するために、森林公社は長期収支を試算し、これを定期的に見直すこととしている。

なお、直近では長期収支試算の見直しは平成 27 年度に実施しており、森林公社は以下のように試算している。

(単位：百万円)

区分		基準試算 (a)	経営改善後 (b)	材価最安値 (c)	
収入	木材販売収入	61,817	87,826	75,876	
	造林補助金等	23,143	70,445	70,445	
	利子助成金	17,583	7,722	9,372	
	借入金	公庫	30,286	30,442	30,442
		県	17,329	17,329	17,329
		金融機関	108,538	39,228	50,520
	その他収入	2,716	2,716	2,716	
計	261,412	255,708	256,700		
支出	事業費	41,270	96,907	96,907	
	管理費	13,991	13,991	13,991	
	公庫元利償還金	46,017	46,208	46,208	
	県元利償還金	22,818	22,818	22,818	
	金融機関元利償還金	124,485	45,311	58,254	
	短期借入金利息	317	376	376	
	分収金	22,989	14,906	12,520	
	その他支出	1,140	1,140	1,140	
	計	273,027	241,657	252,214	
収支見込額		△11,615	14,051	4,486	

(「第 6 期分収林計画(平成 28 年 3 月)」より抜粋)

(b)は経営改善策が 100%達成されたと想定した場合の最大値

(c)は木材価格を最低値で試算した場合

なお、上記長期収支については、以下の 4 項目について経営計画での取組が達成されたものとして算定している。

- i 有利な補助金制度の活用 (森林管理対策・木材生産対策)
- ii 更新伐事業等の補助事業を活用した木材生産を実施する(木材生産対策)
- iii 分収割合の変更(経営対策)
- iv 優れた人材の確保(木材生産対策)

(2) 手 続

長期収支試算に係る関連データ及び書類等を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 長期収支の試算にあたり、分収割合の変更が100%達成したとみなしていることについて（意 見）

長期収支試算において、現状及び過年度からの経営環境のままであると想定した通常の方法での試算を基準試算とし、これと森林公社が策定した経営改善計画が達成された場合の試算を比較検討する形式で公表していることについては、非常に好ましい。

また、木材価格や金利、造材歩留まり等が長期的な収支の見込みを大きく変動させる要因となることから、特に下げ止まりの見えない木材価格について保守的に見積もった長期収支についても試算し、これを比較した形式で公表している点は非常に優れている。

一方で、分収割合の変更については、森林所有者への分収交付にも大きな影響を与える事項であり、森林所有者から契約変更拒否されたら分収割合を変更することはできない。また、森林所有者についても世代交代が発生し森林所有者を的確に把握できていない状況が生じている等の課題や、森林所有者が複数名に及ぶことで権利関係が複雑化していることに加えて、山離れし無関心になっている状況、高齢化が進んでいる状況を鑑みると、分収割合の変更が100%達成される想定でシミュレーションを行うことは、画餅に帰することが容易に想像できる。

特に木材価格については最低値での補正を行ったうえでシミュレーション（c）として計算しているのであるならば、同様に分収割合についても、契約変更に向けた様々な経営努力はするものの、契約変更を100%達成するために係る費用が予測不能であることを鑑みると、現実的に達成可能なレベルでの契約変更率にとどまった状況でシミュレーションすることの方が中長期的な経営判断に資する情報となると考える。

なお、現状の分収割合の契約変更状況は以下のとおりである。

平成 30 年 3 月末までに 変更した件数・面積	平成 30 年 3 月末までに 変更した進捗率	平成 30 年 8 月末までに 変更した進捗率
578 件	46%	54%
5,601ha	39%	46%

(森林公社調べ)

そこで、分収割合の変更契約について保守的に見積もり、少なくとも平成 30 年 8 月末現在、変更が達成されている契約面積に応じて 46%達成した場合の長期収支を再試算した。

(単位：百万円)

区分		公表試算	分収割合補正 (監査人試算)	
収入	木材販売収入	75,876	75,875	
	造林補助金等	70,445	70,445	
	利子助成金	9,372	9,372	
	借入金	公庫	30,442	30,442
		県	17,329	17,329
		金融機関	50,520	50,520
	その他収入	2,716	2,716	
	計	256,700	256,700	
支出	事業費	96,907	96,907	
	管理費	13,991	13,991	
	公庫元利償還金	46,208	46,208	
	県元利償還金	22,818	22,818	
	金融機関元利償還金	58,254	58,254	
	短期借入金利息	376	376	
	分収金	12,520	13,582	
	その他支出	1,140	1,140	
	計	252,214	253,276	
収支見込額		4,486	3,423	

以上より、仮に分収契約変更が平成 30 年 8 月末現在の進捗率のままであっても 34 億 23 百万円の黒字が見込まれる結果となった。

② 長期収支の試算にあたり、平成 23 年度から平成 27 年度の木材価格に基づいて算定されていることについて（意見）

長期収支試算は分収造林事業の見通しに大きく影響する変動因子の変動幅を考慮して、平成 27 年度に見直されているが、木材価格や金利、造材歩留まり等の要因に大きな変化がない限り長期収支試算の見直しは公表されない。一方で森林整備事業標準単価は毎年度変更されており、将来収支に与える影響も少なくないため、単価部分についての更新を毎年実施し、経営判断指標として利用することが望ましい。

そこで、単価を平成 29 年度までに置き換えた情報で再計算を実施した。

なお、ここでの単価とは、作業単価及び木材価格の双方を修正した。作業単価については間接費の算定方法を、岐阜県公表の森林整備事業標準単価に、平成 27 年度に加算している社会保険料等の間接費加算率を乗じて簡便的に算定しているため、実際の作業単価と差異が生じているが、おおむねの傾向値と大きな乖離はないと考える。

なお①で述べたとおり、分収割合についても分収契約変更が現在の進捗率であるとの前提で算定している。

（単位：百万円）

区分		公表試算	単価補正 (監査人試算)	
収入	木材販売収入	75,876	68,960	
	造林補助金等	70,445	70,903	
	利子助成金	9,372	9,372	
	借入金	公庫	30,442	30,442
		県	17,329	17,329
		金融機関	50,520	50,520
	その他収入	2,716	2,716	
	計	256,700	250,241	
支出	事業費	96,907	97,421	
	管理費	13,991	13,991	
	公庫元利償還金	46,208	46,208	
	県元利償還金	22,818	22,818	
	金融機関元利償還金	58,254	58,254	
	短期借入金利息	376	376	
	分収金	12,520	11,876	

	その他支出	1,140	1,140
	計	252,214	252,084
収支見込額		4,486	△1,842

以上のとおり、森林作業に係る標準単価の上昇傾向及び木材価格のさらなる低下傾向の影響を反映すると、マイナス 18 億 42 百万円と算定された。

③ 長期収支の試算にあたり、分収契約満了後の植栽費を見込んでいないことについて（意見）

長期収支試算上、現在締結しているすべての分収造林契約が満了した後については、何ら手を加えずに契約者に土地を返還する前提に基づいて計算されている。つまり、主伐後に新植栽費は計上されていない。一方で、主伐期の伐採は更新伐を予定しており、更新伐を実施することで得られる補助金収入については長期収支試算に加算している。

この点、岐阜県の森林整備事業標準単価表上、更新伐を実施した際は、更新伐後 2 年以内に樹下植栽等を実施することとされており、森林更新が認められない場合は、最悪、補助金の返還も起こりうる。

したがって、長期収支試算に新植栽費を加算すべきかどうかを検討した。

この点、他県の林業公社のうち、長期収支試算を計算している 9 公社について比較したが、更新伐(主伐)後の新植栽費を計上している公社はなかった。

ただし、A 公社については、契約者に対しての返還施策を HP 上で公開していた。それによると、主伐の約 15 年前の間伐時に樹下に苗木を植栽し、主伐時には伐採木とは別に植栽した 15 年生の若木が育っているため、改めて植栽する必要がないという施策を実施することで森林更新を確実にした状態での返還を行う。

この点、A 公社は地域特性として「たくさん植えてたくさん間伐」する地域であり、森林整備事業標準単価についても、林野庁で上限とされる 3,000 本/ha を超える 4,000 本/ha の標準単価を、慣習特例として認められている土地であるため、A 公社が特別なケースであると考えられる。

岐阜県の植栽本数の標準は 1,000 本/ha 以上を想定しており、この密度を基準とするならば主伐の 5~10 年前に行われる収穫間伐時に、特に樹下植栽等を実施しなくとも、母樹を残した天然更新を促すことで、主伐期に 10 年生程度の若木が育った状態で返還できるとの主張に一定の合理性があるものと判断した。また、今後目指す森林の姿は針広混交林であるから、できる限り天然更新を促した方が目指す形の森林が形成されるものである。

ただし、新植栽を一定の規模で実施する必要はないにしろ、森林更新を促すための一部補植等の費用については一定の確率で生じうるため、今後、事業費として加算する必要が生じてくる点に留意されたい。

3. 第Ⅵ期分収林計画について

(1) 概 要

森林公社は、県内の民有林人工林面積の約4%に当たる1万4千haの森林を造成し、整備しているが、分収造林事業は補助金と借入金で森林を整備し、その森林の伐採収益で債務を返済する仕組みであり、木材価格の低迷等により、森林公社の経営は非常に厳しい状況である。

このような状況の中、これまでの保育主体の事業から、利用間伐による木材生産主体の事業への転換を図っていくため、森林公社は平成28年度を始期とする第Ⅵ期分収林計画を策定している。

<計画の基本事項>

① 計画期間及び算定基準期間

・計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間

② 計画策定方針

計画策定にあたっては、分収造林事業地の資源状況や森林公社が持つ課題への対策を考慮しつつ、国において改正された「森林・林業基本法」等の基本方針、県において策定された「岐阜県森林づくり基本計画」の基本理念及び県において設置された岐阜県森林整備法人経営改善検討会の「岐阜県森林整備法人の今後の経営対策及び森林整備のあり方に関する提言」を受けて作成した「経営改善計画（アクション・プラン）」を踏まえ、事業執行に際しては以下の視点を重視し計画の推進を図る。

- ・基準に即した施業と木材生産に向けた柔軟な施業判断
- ・基盤整備による生産性向上と効率的な施業の実施
- ・将来の目標林型をイメージした効率的な施業の実施
- ・経営の健全化を図るための、分収割合の変更への取組
- ・森林資源の循環利用や再生を促進するための、更新伐施業に向けた取組
- ・森林所有者の的確な把握と森林所有者への施業説明や情報発信

- ・ 森林・木材産業関係者から求められる事業の展開
- ・ 長期森林管理を提案できるような経営の展開
- ・ 地球温暖化防止対策としての森林吸収型クレジット販売促進
- ・ 安定的な木材供給のための「木材生産計画」の策定

(2) 手 続

第VI期分収林計画に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① 分収林計画における事業計画量の実績把握について（意 見）

第VI期分収林計画において、下記の施業基準に基づき、契約地ごとに実施する事業と時期を決め、計画量を集計し公表している。

ただし、施業基準に基づく植栽年度を基本に事業量を算出すると、年度ごとに事業量が大幅に増減することとなる。第VI期分収林計画の主体事業となる利用間伐事業が年度毎に増減し、年間事業量に大幅な変動が生じることは、補助事業予算の確保や森林公社経営上の問題があること、また事業を実施する林業事業体の安定的な執行体制にも配慮する必要があることから、計画期間中の事業量の均衡を図った計画量に調整している。

<第VI期分収林計画の事業計画量>

区分	単位	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	計
枝打1	ha	22	22	22								66
枝打2	ha	70	70	55	55	55	25					330
除伐	ha	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
保育間伐	ha	350	350	350	350	350	350	350	350	300	300	3,400
利用間伐	ha	300	400	500	500	600	600	600	600	600	600	5,300
	m ³	7,893	11,096	14,487	13,976	15,790	15,564	15,070	16,754	16,886	17,839	145,355
作業路開設	m	10,000	13,000	13,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	13,000	139,000
作業路補修	m	3,700	5,000	6,200	6,200	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	65,500

（注意事項）

※収穫間伐は、平成38年度以降の計画とする。

※保育間伐は、環境保全林事業（環境税事業）を含む。

<施業基準>

新たな整備区分（下刈、雪起し、除伐、枝打、作業路開設、保育間伐、利用間伐、収穫間伐、及び主伐）により分類した契約地を、下表の区分毎の森林整備目標、整備方針、施業体系を基本的としてガイドラインを定め事業を計画している。

（基本となる森林整備目標・整備方針）

区分		森林整備目標	整備方針
循環利用林	A	多面的機能を維持し、木材生産機能を重視する森林	利用間伐、収穫間伐（択伐）、皆伐を行い、木材生産を行う。 その他の保育施業は循環利用林Aを優先的に実施。
	B		
環境保全林		多面的機能を高度に発揮し、木材生産機能を維持する森林	環境林整備事業、人工林整理伐等により広葉樹に移行を図る。
自然誘導林		公益的機能を維持する森林	木材生産は行わず、環境林整備事業、人工林整理伐等により自然の植生を活かした森林へ移行する。
解除予定林		—	契約期間満了に合わせ、管理除外地を明確化し、契約解除を進める。

（主な事業の森林整備区分毎の標準的な施業回数及び施業林齢）

区分	循環利用林		環境保全林	
	A	B		
除伐	11年生	11年生、17年生	11年生、17年生	
枝打 (ヒノキのみ実施)	12年生:2.0m 17年生:2.0m	—	—	
間伐	保育	18年生、26年生	26年生、36年生	45年生
	利用	35年生、45年生	50年生	—
	収穫	60年生(スギ、ヒノキ) 75年生(ヒノキ)	65年生(スギ) 70年生(ヒノキ)	—
* 広葉樹の間伐は、上記基準を参考にしつつ現地に則して実施する。				
作業路開設	40m/haを目途として除伐、間伐時に開設する。			
主伐	80年生(スギ) 90年生(ヒノキ)	80年生(スギ) 90年生(ヒノキ)	85年生(スギ) 95年生(ヒノキ)	
	広葉樹は必要に応じて80年生から100年生			

（出典：平成24年3月経営改善計画書(アクションプラン)より抜粋）

前期である第V期分収林計画（平成18年度から平成27年度までの10年間）における事業計画量の実績比較では、各事業の実施率は、枝打47%、除伐63%、保育間伐63%、利用間伐事業38%、作業路開設事業79%、作業路補修33%とどの事業も計画量を下回っている。これは、平成18年の豪雪や平成20年の豪雨等による森林被害の復旧への対応、また頻繁に改正された

森林整備補助事業体制と新たな計画制度（森林経営計画制度）への対応、さらに森林整備予算の漸減及び木材価格の低迷、需給バランスが乱れ、森林公社の経営改善対策による事業執行の見直し等により計画量を下回ることとなったものである。

分収林計画の事業計画量は、次期分収林計画を策定する時期において見直しを行っているため、10年に1度しか見直しを行っていない。また実績の集計についても、次期分収林計画を策定する時期まで集計は行われないため、その結果、実績が計画と乖離している状況を把握できず対応が遅れているおそれがある。

森林公社では、平成28年度から森林管理システムを導入し、契約地毎に事業計画量と実績をシステムに登録し管理できるようになった。これまで実績の集計は担当者が独自に集計して計算していたが、森林管理システムを利用すれば、実績の集計を一部自動化することが可能となると考えられる。

そこで、事業計画量の実施率を即時に把握し必要な策を講じるために、実績について次期分収林計画を策定する時期に集計するのではなく、毎年集計することが望ましい。

＜第Ⅴ期分収林計画と実績＞

事業区分		単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計	実施率
新植事業	計画	ha	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	実績	ha	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
保護保育事業	計画総計		2,534	2,331	2,111	1,837	1,625	1,421	1,348	1,293	1,172	1,096	16,768	
	実績総計		2,625	1,813	1,827	1,270	787	874	407	243	473	387	10,706	64%
下刈	計画	ha	359	232	128	79	34	13	0	0	0	0	845	
	実績	ha	348	233	149	75	57	58	58	48	0	0	1,026	121%
雪起し	計画	ha	150	150	129	91	59	33	10	2	0	0	624	
	実績	ha	214	93	95	48	51	60	0	2	0	0	564	90%
除伐	計画	ha	448	388	332	355	263	239	223	147	82	116	2,593	
	実績	ha	448	366	281	291	120	21	21	39	19	16	1,622	63%
枝打	計画総計		573	541	482	287	301	219	201	195	135	73	3,007	
	実績総計		596	276	227	238	0	0	0	43	25	22	1,427	47%
1回目	計画	ha	202	131	118	73	114	106	78	64	17	0	903	
	実績	ha	199	102	109	121	0	0	0	28	0	0	559	62%
2回目	計画	ha	280	265	208	214	187	113	123	131	118	73	1,712	
	実績	ha	280	174	118	117	0	0	0	15	25	22	751	44%
3回目	計画	ha	91	145	156	0	0	0	0	0	0	0	392	
	実績	ha	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117	30%
保育間伐	計画総計		1,004	1,020	1,040	1,025	968	917	914	949	955	907	9,699	
	実績総計		1,019	845	1,074	618	559	735	328	111	429	349	6,067	63%
保育間伐 (～7齢級)	計画	ha	941	907	947	928	849	781	777	781	789	743	8,443	
	実績	ha	974	796	986	576	478	697	328	111	429	349	5,724	68%
保育間伐 (～8齢級)	計画	ha	63	113	93	97	119	136	137	168	166	164	1,256	
	実績	ha	45	49	88	42	81	38	0	0	0	0	343	27%
利用間伐事業	計画総計		67	79	81	85	120	248	251	300	314	363	1,908	
	実績総計		57	58	57	41	37	47	33	82	98	206	716	38%
利用間伐 (～7齢級)	計画	ha	49	43	40	43	17	17	22	23	24	24	302	
	実績	ha	45	43	18	12	3	6	12	62	98	143	442	146%
利用間伐 (～8齢級)	計画	ha	18	36	41	42	103	231	229	277	290	339	1,606	
	実績	ha	12	15	39	29	34	41	21	20	0	63	274	17%
作業路開設事業	計画	m	7,800	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	102,300	
	実績	m	9,176	11,525	14,306	8,966	5,846	5,423	3,038	7,176	8,490	7,195	81,141	79%
管理事業	作業路補修	m	114,000	114,000	114,000	114,000	114,000	91,000	91,000	91,000	91,000	91,000	1,025,000	
	実績	m	94,500	62,306	83,293	56,403	29,966	5,170	1,970	1,960	1,516	3,849	340,933	33%
歩道補修	計画	m	95,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	51,000	51,000	51,000	51,000	664,000	
	実績	m	96,300	68,850	76,700	73,750	61,800	0	0	0	0	0	377,400	57%
境界確認	計画	m	324,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	158,000	158,000	158,000	158,000	2,086,000	
	実績	m	324,000	258,770	254,850	199,450	162,450	0	0	0	0	0	1,199,520	58%
現況調査	計画	ha	533	413	413	413	413	390	300	300	300	300	3,775	
	実績	ha	1,574	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,574	42%

(注意事項)

※平成27年度は実績見込み

※除伐:平成22年度から計画量の2分の1以上削減

枝打:平成22年度から事業地精査のため一時休止

4. 白山白川郷ホワイトロード維持補修委託業務について

(1) 概要

森林公社は、岐阜県から出資及び補助金を受けて、岐阜県を補完する事業を行っている外郭団体である。また、森林公社には長期継続契約に関する規程が存在しない。そのため、森林公社は、岐阜県の岐阜県会計規則取扱要領第141条関係第1項(2)(特殊技術)を準用して随意契約に該当するかどうか判断している。

白山白川郷ホワイトロード維持補修委託業務の中で、「衛星非常用電話保守管理委託業務」と「白山林道雨量観測機器管理委託業務」は岐阜県会計規則取扱要領第141条関係第1項(2)の特殊技術に該当するため、随意契約を採用している。その結果、森林公社は衛星非常用電話保守管理委託業務について西日本電信電話株式会社と平成17年から契約しており、白山林道雨量観測機器管理委託業務についてミナモト通信株式会社と平成22年から契約している。

(2) 手 続

白山白川郷ホワイトロード維持補修委託業務に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 長期継続契約について(意 見)

平成29年12月19日に「岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」が公布され、公布の日から施行されている。この条例の第2条に長期継続契約を締結することができる契約が定められており、次に掲げるものである。

- i 情報通信機器その他の物品を借り入れる契約で、翌年度以降にわたり借り入れる必要があるもの
- ii 庁舎の管理その他の役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり役務の提供を受ける必要があるもの

上記条例の概要及び対象契約の例示が記載された「岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例における対象契約等について」という文書が平成29年12月に県の各機関には送付されていたが、外郭団体である森林公社には送付されていなかった。そのため、森林公社では、

「衛星非常用電話保守管理委託業務」及び「白山林道雨量観測機器管理委託業務」が長期継続契約の対象であるかどうかの検討を行っていない。

長期継続契約を締結することによって、契約書等を毎期作成する必要がないため、事務作業を効率化できる。また、単年度支出金額を削減できる可能性がある。よって、その2業務は、「岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第2条第2項に該当するものである。

したがって、県は森林公社への補助金を財源とするその2業務について、業務の効率化及び経済的執行の観点から、長期継続契約を検討するよう森林公社に情報提供を行い、森林公社はこれを受けて、長期継続契約の締結を検討することが適切である。

5. 白山白川郷ホワイトロード経営改善計画について

(1) 概要

近年の利用台数の低迷と利用料金の引き下げによる収入の減少に加え、県借入金の償還・資産の減価償却が白山林道の経営を大きく圧迫している。さらに安全性・管理性・利便性からも計画的な施設等の改修が必要となってきた。

白山白川郷ホワイトロード経営改善計画（以下、「経営改善計画」という。）は、このような白山林道をめぐる状況を踏まえ、社会的、経済的な変化に対応した利活用促進を図りつつ、今後の白山林道事業の経営の健全化を目指し、前改善計画の課題を改善策（行動計画）とし、平成30年度～34年度までを計画期間として策定した。経営改善計画の14頁に記載されている平成28年度から平成32年度の経営改善実施に伴う利用台数及び利用料収入を記載する。平成28年度及び平成29年度は当該年度の資金収支予算書作成に使用した数値である。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用台数（台）	61,000	66,000	66,000	70,000	75,000
利用料収入（千円）	39,239	46,378	46,378	49,189	52,702

また、次頁に平成25年度から平成29年度の利用台数及び利用料収入の実績を記載する。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用台数(台)	60,380	55,714	77,530	61,258	59,034
利用料収入(千円)	70,534	67,656	54,609	43,046	41,276

平成27年度に利用台数が増加しているのは、利用料金を約半額に改定したためである。

(2) 手 続

白山白川郷ホワイトロード経営改善計画に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

①白山白川郷ホワイトロード経営改善計画における利用料収入の見直しについて(意見)

平成29年度は利用台数66,000台、利用料収入46,378千円を想定していたが、平成29年度の実績は利用台数59,034台、利用料収入41,276千円であった。利用台数については、各種イベント開催や岐阜県と石川県の観光情報提供等利用促進活動に取り組んだが、長雨や土日の台風による規制等の要因もあり、目標台数を達成できなかった。

平成27年度以降は利用台数及び利用料収入が共に減少しているが、経営改善計画では平成30年度以降の利用台数及び利用料収入が増加していく想定である。平成29年度及び平成30年度の実績を考慮し、経営改善に伴う収入金額を実現可能な計画に修正することを検討することが望ましい。

②片道無料キャンペーンの実施について(意見)

石川県では、自家用車等を利用して加賀温泉郷等の協賛宿泊施設に宿泊した人を対象に、白山白川郷ホワイトロード(以下、「ホワイトロード」という。)の片道無料キャンペーンを実施している。無料分は石川県が補填するため、

ホワイトロードの利用料収入は減少しない。

平成 28 年度に実施したホワイトロードアンケートの集計結果を下記に記載する。

<ホワイトロードを利用した目的> ※複数回答

区分	回答人数
ドライブ	1,857
観光	1,579
トレッキング	185
帰省	73
仕事	24
イベント	17
その他	103
無回答	30
合計	3,406

<ホワイトロードを通った際の日程>

区分	回答人数
日帰り	1,367
1泊2日	980
2泊3日	624
それ以外	271
無回答	164
合計	3,406

<平成 27 年度に利用料金を半額にしたことを知っていたか>

区分	回答人数
はい	1,519
いいえ	1,870
無回答	17
合計	3,406

<ホワイトロードの愛称変更又は料金半額を知った方法> ※複数回答

区分	回答人数
テレビ・ラジオ	169
新聞	163
インターネット	160
観光パンフ	126
知人の口コミ	48
雑誌	17
SNS (Facebook など)	4
その他	14
無回答	238
合計	737

上記のアンケート結果を見ると、ホワイトロードを通り、施設に宿泊して観光する人は一定数存在する。岐阜県でも協賛施設を募り、片道無料キャンペーンを実施すると、今までホワイトロードを利用していなかった人が、ホワイトロードを通り協賛施設に宿泊することが考えられる。また、片道無料キャンペーンが色々な媒体で取り上げられると、2県をまたがる全区間におけるサービスということでの知名度が高まり、さらに利用料金が半額になったことが広まって利用者が増加し、ひいては県による無料分の補填を上回る経済効果が宿泊者の増加によりもたらされる可能性があると考えられる。

したがって、岐阜県でも協賛施設を募り、片道無料キャンペーンを実施し利用台数を増やすことを検討することが望ましい。

6. 林業就業促進の取組について

(1) 概要

森林公社では、「林業労働力確保の促進に関する法律」に基づき、県から「林業労働力確保支援センター」の指定を受け、平成9年から事業主が行う雇用管理の改善や事業の合理化の促進と新たに林業に就職しようとする方への支援事業を行っている。

平成30年度から、県と連携を図りながら林業労働力確保支援センターの組織を拡充し、「森のジョブステーションぎふ」として、林業担い手の確保と育成を推進するため、職業相談から技術の習得、新規就業者の雇用

や定着に向けた取り組みを強化していくこととした（1.（10）③ア.参照）。

県中濃総合庁舎 1 階に設置され、アドバイザーを常時配置しており平日はいつでも相談できる拠点として、ホームページで周知されている。

**林業の就業相談から技術習得、定着までを一貫して支援し、
担い手の確保・育成、事業者の就労環境の改善強化の取組を行っています。**

森のジョブステーションぎふには、アドバイザーを配置しておりますので、いつでも相談ができます。

- 所在地 岐阜県美濃市生柳1612番地2 岐阜県中濃総合庁舎 1 階
公益社団法人 岐阜県森林公社 森のジョブステーションぎふ
- 電話番号/0575-33-4011（代表） ※「森のジョブステーションぎふ」を呼び出してください。
- FAX/0575-46-8408 ●E-mail/m-job@gifu-shinrin.or.jp
- 休所日/土曜日、日曜日、祝日、年末年始

（2）手 続

森のジョブステーションぎふに係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

（3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 職業紹介事業への成功報酬制の導入の検討について（意 見）

平成 30 年度から森のジョブステーションぎふでは、林業の就業相談から技術習得、定着までを一貫して支援し、担い手の確保・育成、事業者の就労環境の改善強化の取組を行っている。森のジョブステーションぎふは平成 30 年 8 月に厚生労働大臣の許可を受けて無料職業紹介事業を開始した。林業事業者が活用しやすいよう、有料ではなく無料で行うことで、林業担い手確保の促進を目的としているとのことである。

しかし、受益者負担の原則からすれば、森林公社は林業事業者から受益者

負担として一定の事業収入を得ることが適切である。ここで、森のジョブステーションぎふを介して求人情報を出した林業事業体に就職が決まったら当該一般企業や森林組合から紹介料を受領するような仕組みを導入した場合、林業事業体の活用姿勢もさらに真剣度が増すことが想定されるとともに、森のジョブステーションぎふの取組み姿勢もさらなる改善が期待され、目的である就業の成立が増加することが想定される。一方、経営が厳しい林業事業体が無料の相談窓口であるハローワーク等に移行し事業の活用機会が減少するおそれもあると考えられる。

よって、職業紹介事業における成功報酬制の導入について、上記のメリット及びデメリットの双方を考慮のうえで検討されたい。

7. 緑の青年就業準備給付金事業について

(1) 概要

緑の青年就業準備給付金事業とは、林業への就業に向けて、都道府県の林業大学校等の教育機関、研修機関及び先進林業事業体等において研修を受ける者に対して給付金を給付する事業である。実施事業主体は都道府県又は林業労働力確保支援センターであり、国庫支出金を財源として実施する。

緑の青年就業準備給付金事業の要件等は下記のとおりである。

- ①林業への就業予定時の年齢が、原則 45 歳未満であり、林業に就業し、将来的にはその中核を担うことについての強い意欲を有していること。
- ②研修計画が次に掲げる基準に適合していること
 - i 林業への就業に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であつて、都道府県が適切と認めた研修機関等で研修を受けること。
 - ii 研修期間が概ね 1 年かつ概ね年間 1,200 時間以上であり、研修期間を通して林業への就業に必要な技術や知識を研修すること。
 - iii 先進林業事業体で研修を受ける場合には、以下の要件を満たすこと。
 - ア. 当該先進林業事業体の経営主が給付対象者の親族（三親等以内の者をいう。）ではないこと。
 - イ. 当該先進林業事業体と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトを除く。）を結んでいないこと。
 - ウ. 当該先進林業事業体が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること

iv 研修先が先進林業事業体のみでないこと。

③常用雇用の雇用契約を締結していないこと。

④原則として、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

⑤過去に本事業で給付金の給付を受けていないこと。

⑥給付金の額は、1人当たり年間150万円とする。また、給付期間は最長2年間とする。

平成30年4月現在、緑の青年就業準備給付金事業を実施している都道府県、及び平成25年度以降の全国での交付対象者数は下記のとおりである。

都道府県名	都道府県認定研修機関
岩手県	いわて林業アカデミー
秋田県	秋田県林業研究研修センター (愛称「秋田林業大学校」)
山形県	山形県立農林大学校
群馬県	群馬県立農林大学校
福井県	ふくい林業カレッジ
長野県	長野県林業大学校
岐阜県	岐阜県立森林文化アカデミー
静岡県	静岡県立農林大学校
京都府	京都府立林業大学校
兵庫県	兵庫県立森林大学校
和歌山県	和歌山県農林大学校
島根県	島根県立農林大学校
徳島県	とくしま林業アカデミー
高知県	高知県立林業大学校
熊本県	(公財)熊本県林業従事者育成基金 (熊本県林業労働力確保支援センター)
大分県	おおいた林業アカデミー
宮崎県	みやざき林業青年アカデミー

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
交付対象者数	114人	114人	146人	202人	223人

(林野庁「緑の雇用」事業、緑の青年就業準備給付金事業 HP より)

岐阜県では森林文化アカデミー在籍者のうち、当該給付金申請者に対して給付している。1人当たり年間150万円(1か月当たり125,000円)は上限金額であり、毎年上限金額まで支給されるわけではない。

(2) 手 続

緑の青年就業準備給付金事業に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

①緑の青年就業準備給付金の支給方法について(意見)

平成29年度は申請者24名に対して29,718,000円が給付されたが、上限金額までは達していない。実施要領及び業務取扱要領には支給額が上限に達しない場合の支給方法は特定されていないため、森林公社では、県とも協議のうえ、上記金額を24名に均等に支給している。

しかし、給付金を効果的に使うためには、均等に支給するのではなく、森林文化アカデミーでの成績に応じて当該給付金を支給する方法を採用することが考えられる。当該給付金は林業へ就職し、将来的にはその中核を担う人材の育成を目的に支給される給付金であり、その強い意欲及び能力を有している者は森林文化アカデミーでの成績も良いと考えられるためである。ただし、当該給付金制度は国の制度であるため、国の方針に則っていく必要がある。

したがって、成績に応じて給付金を支給する方法も含め給付金の効果的な支給方法を県と協議し、国に対し制度への反映を働きかけることを検討されたい。

8. オフセット・クレジット（J-VER 制度）の取組について

（1）概 要

森林公社は、「森林経営活動による CO₂ 吸収量の増大プロジェクト」の間伐促進プロジェクト（ぎふ清流の国づくりプロジェクト）で取得した環境省オフセット・クレジット（J-VER）について、カーボン・オフセットに取り組む事業者及び団体等への販売に取り組んでいる。

オフセット・クレジット（J-VER）制度とは、カーボン・オフセットの取組を普及・促進するため、国内のプロジェクトにおいて実現された温室効果ガス排出削減・吸収量を自主的なカーボン・オフセットに用いられるクレジット（J-VER）として環境省が認証する制度である。

＜カーボン・オフセットの使用例＞

- ・カーボン・オフセット付き商品として販売
- ・カーボン・オフセット付きサービスの提供
- ・イベント開催時に発生する CO₂ 排出量をオフセット
- ・自己活動で発生する CO₂ 排出量に対するオフセット

（2）手 続

オフセット・クレジット（J-VER）に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

（3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① オフセット・クレジット（J-VER）の販売について（意 見）

平成 23 年 5 月 31 日にプロジェクト計画が登録され、平成 24 年 3 月 22 日に第 1 次オフセット・クレジット 8,401t-CO₂、平成 25 年 1 月 15 日に第 2 次オフセット・クレジット 3,522t-CO₂、平成 25 年 9 月 10 日に第 3 次オフセッ

ト・クレジット 9,416 t-CO₂を発行し、平成 29 年度までに 425 t-CO₂を販売している。

平成 24 年度以降毎年販売実績があるものの、平成 29 年度時点で発行量 21,339 t-CO₂に対し販売量は 425 t-CO₂とその割合は約 2%であり、十分に販売が進んでいるとはいえない。

主な原因としては、森林公社は販売単価を販売開始当初から 1 t 当たり 1 万円に据え置いているが、他の販売地域では 1 t 当たり 500 円と格安で販売しているところもあり、価格競争の面で劣勢となっていることが考えられる。

オフセット・クレジット (J-VER) は、現状で獲得できる森林公社の数少ない収入源である。また、オフセット・クレジット (J-VER) を発行するのに約 300 万円投資したがこれまでの販売実績ですでに回収できていることから、販売すればその分すべて森林公社の利益となる。

これまでの取引相手との関係等から販売単価を安易に下げることは難しいようであるが、オフセット・クレジット (J-VER) は財政状態が厳しい森林公社にとって貴重な収入源である。よって、販売単価の弾力化も選択肢とすることを検討されたい。

<オフセット・クレジット (J-VER) の発行量・販売実績>

年度	発行量 (t-CO ₂)	販売量 (t-CO ₂)	残高 (t-CO ₂)	販売額 (円)
平成23年度	8,401		8,401	
平成24年度	3,522	94	11,829	772,800
平成25年度	9,416	94	21,151	945,000
平成26年度		39	21,112	359,640
平成27年度		95	21,017	872,980
平成28年度		57	20,960	490,860
平成29年度		46	20,914	380,160
計	21,339	425		3,821,440

9. 林業就業促進資金貸付金について

(1) 概 要

森林公社は、新規の林業就業者等に対して、就業に必要な林業技術又は経営方法等の研修受講に必要な資金、新規就業の準備のために必要な資金を無利子で貸付けている。具体的には、国が県に資金を貸付け、県が森林公社に転貸する方法が採られている。

平成 22 年度以降は貸付実績がないが、一部の貸付先が長期に延滞しており、延滞利息が発生している。

(2) 手 続

林業就業促進資金貸付金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

① 貸付金の算定誤りについて（指 摘）

下表のとおり、当該貸付金残高の算定に誤りがあり、509 円過小に算定されていた。これは、違約金（延滞金利息）の算定過程で誤りが生じたものである。森林公社においては、会計監査報告後の平成 30 年 6 月に誤りを発見し、顧問会計士に相談のうえ、平成 30 年度決算書において修正予定である。

< 林業就業促進資金貸付金（平成 29 年度）の状況 >

(単位：円)

		誤	正	差異
林業資金貸付金残高	A	7,334,401	7,334,910	509
貸倒引当金残高	B	5,094,687	5,095,196	509
算定資料の引当金	C	5,924,401	5,924,910	509
延滞利息－未引当分	C-B	829,714	829,714	0

貸付金及び貸倒引当金の算定資料上で貸借対照表上の残高と照合できない状況であり、担当者でないと確認が容易でない状況であるため、別の者が算定資料をチェックできるようにして内部統制機能をもたせるよう、改善を図られたい。

また、貸倒引当金の算定上、延滞先に対する直近 4 年間の延滞金利息 829,714 円のみが引き当ての対象外となっているが、社内において明確な算定ルールがなく、この点の合理性について検討がなされた形跡もない。よって、貸倒引当金の算定ルールの明確化も図られたい。

10. 機関誌「森の息吹」の記載事項について【木曾三川水源造成公社と共通】

(1) 概 要

森林公社及び木曾三川水源造成公社では、針葉樹と広葉樹の混交した森林を目指し 100 年の森づくりに取り組んでいる。この幾世代かに亘る森林整備を続けていく中、「土地所有者の方々と身近なお付き合いをしていきたい」との思いから、機関誌「森の息吹」を年 1 回発行し、契約者に送付している。両公社にとっては契約者への定期的な機関誌送付により契約者へ重要事項の連絡をするとともに契約者の所在不明地主化を予防する意義を有する。また契約者側にとっても、自己所有の山林土地について、管理概要を知る手段として意義がある。

以下は機関誌「森の息吹」に掲載されている主な内容である。

第 1 号 平成 20 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公社・三川公社の事業の概要 ・ 長伐期・非皆伐施業
第 2 号 平成 24 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分収造林事業の現状と今後の展望 ・ 経営改善への取組み状況 ・ 契約期間延長のお願い
第 3 号 平成 26 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林野庁等への政策提言 ・ 森林公社事業紹介(プロポーザル方式) ・ 木曾三川公社事業紹介(利用間伐実績、水源林見学会) ・ 両公社共通事業紹介(利用間伐事業、合理的な森林経営) ・ 契約期間延長のお願い

第4号 平成27年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・木材生産事業の取り組み ・認可地縁団体(慣行共有林対策)について ・契約期間延長のお願い
第5号 平成28年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・木材生産の紹介(間伐の方法) ・緑の担い手確保・人材育成 ・分収造林契約について ・契約期間延長のお願い
第6号 平成28年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・木材生産の紹介(高性能林業機械による集材の方法) ・公社の目標森林(針広混交林) ・分収造林契約について(Q&A) ・契約期間延長のお願い ・分収割合変更のお願い
第7号 平成29年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用木材の活用(木材のエネルギー利用) ・航空写真を利用した山探しの勧め ・分収造林変更契約のお願い(契約期間延長・分収割合変更) ・白山白川郷ホワイトロード魅力紹介
第8号 平成30年 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・森林公社事業の概要及び平成29年度事業の報告 ・「森のジョブステーションぎふ」開所について ・ヒノキ葉精油 ・分収造林契約変更の進捗状況及び質問等 ・山の地形(CS立体図)

(2) 手 続

機関誌「森の息吹」等関連書類を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

① 機関誌「森の息吹」の記載内容の深度化について（指 摘）

機関誌「森の息吹」は、平成20年度に第1号が発行されて、平成24年度

に第2号が発行されて以降、毎年度に1号ずつ発行されており、平成29年度までに7号の発行がなされている。前頁の表には最新号の第8号(平成30年10月発行)を追加している。

内容は森林公社及び木曾三川水源造成公社が実施している分収造林事業について毎号テーマを変えながら広くわかりやすく解説したもの、及び両公社の経営改善計画に応じて分収造林契約を変更依頼するものとなっている。

一方、分収造林契約の概要については複数回の解説をし、実際の森林整備管理の具体的な方法について、例えば利用間伐などの紹介も行っているが、森林整備方針が土地によって異なっていることについての解説は、今までなされていない。契約者にとって森林整備方針の内容に関する基本的な内容を知ることは、自己の財産の管理方法を知ることにつながるため、重要である。

両公社において森林管理については森林の生育状況に応じた森林整備区分を設けており、森林整備区分に応じて整備目標・整備方針に違いを設けている。従来は流域単位で区分していたが、経営改善計画の中でよりきめ細かに森林整備施業を行うために契約地ごと、造林地ごとの区分に変更している。この変更は森林公社においては平成24年度までに、木曾三川水源造成公社においては平成25年度までに見直しがなされている。この変更により契約者にとっては、従来は自己所有の土地がどの流域に属しているかによって整備方針が変わってくるため、どの流域に属しているかが重要事項であったが、きめ細かに整備区分を変更したことで自己の所有土地がどのような森林整備区分に分類されているかによってダイレクトに整備方針が異なってくることとなり、将来の木材生産に影響することになる。仮に契約地が自然誘導林に分類されている場合、「分収造林契約上の木材生産は行わない」ことが明記されているため、影響は重大である。

一方で、契約者にはこのような整備方針に差があることの説明は、契約者側から質問がない限りされていないのが現状である。また、契約者にとってほぼ唯一の情報源である機関誌「森の息吹」においても、森林整備区分の説明については言及されていない。

なお、森林整備区分は森林の育成状況に応じて設定されるものであるから土地の性質(日光が当たりやすい、土中の水分量が木材育成に適切等)に左右された結果、生じてきた森林育成のばらつきに応じて設定されたものであり、森林整備区分の見直し以前の整備方針にばらつきがあった結果生じたものではない。

つまり、同一の整備方針で整備してきたものの、土地固有の条件によって森林生育にばらつきが出ているため、森林生育に応じた整備方針を改めて策定したものである。

このため、土地所有者にとっては「同じように整備されてきた」段階までの理解で止まっており、平成 24 年度もしくは平成 25 年度以降に森林整備区分が変更されて以降の整備方針の違いについて関心を持っていない、もしくは関心を持つ機会が十分に与えられていないものである。

なお、森林整備区分は以下のとおりである。

区分		森林整備目標	整備方針
循環利用林	A	多面的機能を維持し、木材生産機能を重視する森林	利用間伐、収穫間伐(択伐)、皆伐を行い、木材生産を行う。 その他の保育施業は循環利用林Aを優先的に実施。
	B		
環境保全林		多面的機能を高度に発揮し、木材生産機能を維持する森林	環境林整備事業、人工林整理伐等により広葉樹に移行を図る。
自然誘導林		公益的機能を維持する森林	木材生産は行わず、環境林整備事業、人工林整理伐等により自然の植生を活かした森林へ移行する。
解除予定林		—	契約期間満了に合わせ、管理除外地を明確化し、契約解除を進める。

(出典：平成 24 年 3 月経営改善計画書(アクションプラン)より抜粋)

以上から、森林整備方針に関する概要を知ることが契約者にとって重要であり、また経営改善計画書として一般に公表されている内容であるため森林公社側にとっても契約者に森林整備区分の概要を説明することに特段の弊害はないことから、森林整備方針が契約地ごと・造林地ごとに異なっている件について、機関誌「森の息吹」に掲載すべきである。

Ⅸ 公益社団法人木曾三川水源造成公社

1. 団体の概要

(1) 設立目的

木曾三川の水源地域で木曾三川水源造成公社業務方法書に定める地域において造林、育林、森林の取得及びその他の森林整備に関する事業を推進して、水源のかん養、災害の防止、自然環境の保全等森林の有する多面的機能の持続的発揮を図り、産業経済の発展とともに住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的とする。(以下、当団体を「三川公社」という。)

(2) 設立年月

昭和44年1月

(3) 沿革

昭和44年 1月	社団法人木曾三川水源造成公社設立
昭和45年12月	矢作川水源造成事業の受託契約締結
昭和52年 3月	映画「東海の水」制作完成、一般に公開
昭和52年 4月	造林地域の拡大…久瀬村、白鳥町、高鷲村、明方村、清見村
昭和53年 3月	共同水源林造成特別対策事業の指定を受ける
昭和56年12月	第2期共同水源林造成計画農林水産大臣承認
平成元年 4月	第3期共同水源林造成計画農林水産大臣承認
平成 5年 9月	森林整備法人として認可
平成11年 4月	第4期共同水源林造成計画農林水産大臣承認
平成13年 4月	生産間伐を実施し、間伐収入の分収金を交付する
平成15年 5月	三川公社の「経営見直し検討会」を設置し、経営改善に向けた取組などを3県1市で協議
平成16年 4月	第4期(後期)共同水源林造成計画農林水産大臣承認
平成25年 4月	公益社団法人木曾三川水源造成公社へ移行

(4) 設立の経緯

木曾川、長良川、揖斐川の三大河川、いわゆる木曾三川を擁する東海三県（岐阜県、愛知県、三重県）は、古くから木曾三川の水に育まれ、また水に悩まされた幾多の歴史を秘め、今日の繁栄を作り上げてきた。近年に至っても、この圏域における産業、経済の発展に伴う水需要の増大に加え、台風、集中豪雨など多発する災害により、治山治水の重要性に対する認識が高まり、木曾三川の水源地域の森林整備が要請されるところとなった。

こうした情勢を背景に、水源のかん養を図るとともに災害の防止に寄与するため、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市が相協調し、木曾三川の上流地域において、森林の持つ多面的機能を高度に発揮する活力のある水源林を造成することを目的として、当公社が設立された。

(5) 社員

東海三県一市並びに木曾三川の水源地域の市町村及び森林組合の 24 の団体で、構成されている。

① 岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市 （4 員）

② 市町村 （9 員）

揖斐川流域：揖斐川町（久瀬、藤橋、坂内）、本巣市（根尾）

長良川流域：山県市（美山）、関市（板取）、郡上市（大和、白鳥、高鷲、明宝）

木曾川流域：中津川市（坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川）、恵那市

（飛騨川）：下呂市（金山、馬瀬）、高山市（清見、久々野、朝日、高根）

③ 森林組合（11 員）

揖斐川流域：揖斐郡森林組合、もとす郡森林組合

長良川流域：中濃森林組合、岐阜中央森林組合、郡上森林組合

木曾川流域：中津川市森林組合、加子母森林組合、付知町森林組合、恵那市森林組合

（飛騨川）：南ひだ森林組合、飛騨高山森林組合

(6) 出資金

1口1万円とし、総額854万円である。

<出資金内訳>

(平成30年4月1日現在)

区 分	社員数	出資口数	出資金額	割 合
		口	千円	%
岐阜県	1	400	4,000	46.8
愛知県	1	200	2,000	23.4
三重県	1	100	1,000	11.7
名古屋市	1	100	1,000	11.7
市町村	9	26	260	3.1
森林組合	11	28	280	3.3
計	24	854	8,540	100.0

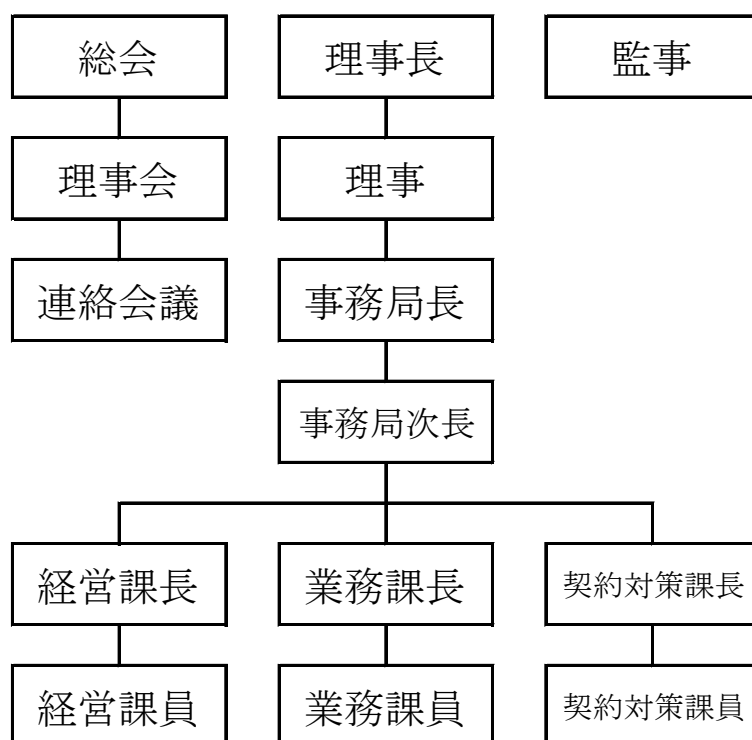
(7) 人員 (平成30年4月1日現在)

(単位：人)

区 分	現員数	プロパー	プロパーOB	県派遣	県OB	その他
理事長	1				1	
事務局職員	6	3		3		
再任用職員	3			1		2
業務管理指導員	2				1	1
アドバイザー						
嘱託員	1					1
雇員						
計	13	3	0	4	2	4

(注) 理事長、事務局長、事務局次長は、公益社団法人岐阜県森林公社と併任。

(8) 組織図



(9) 事業の概要

① 森林整備事業（共同水源林造成事業）

三川公社の主軸となる事業で、木曾三川の上流部の水源地域を対象に、当初計画では、昭和44年度から同53年度までの10年間に、毎年500haの造林を実施する予定で水源林造成（分収造林）に着手した。

その後昭和52年に至り、国において共同水源林造成特別対策事業が創設されたのを機に、共同水源林造成計画を樹立し、農林水産大臣の承認を得て、第1期計画は昭和52年度から同56年度の5年間で2,500ha、第2期計画は昭和57年度から同63年度の7年間で、従来の分収造林の外、公社有林造林も含め2,400ha、第3期計画は平成元年度から同10年度の10年間で育成天然林整備250haを含む2,000haの水源林造成を推進した。

この結果、森林整備事業の全体計画は昭和44年度から40年間に及び、第3期計画の終了した平成10年度末で、水源林造成は10,650haの計画に対し10,681ha、育成天然林整備事業は250haの計画に対し250haの実績をみた。

平成 11 年度からの第 4 期計画では、水源林造成（造林）を計画せず、それまでに整備してきた造林地の保育保護事業を主体に事業を計画し実施してきた。

ア 造林事業

昭和 44 年度から始まった水源林造成は、当初計画及び第 1 期計画から第 3 期計画の共同水源林造成計画に沿って事業を推進し、下表のとおり計画を上回る実績を上げてきた。

平成 11 年度からの第 4 期計画では、造成された水源林での保育保護事業を主体に計画を樹立するとともに、次の方針に基づき事業を実施してきた。

- i 天然下種更新型の長伐期施業を導入。
- ii 特に間伐を重視し、従来の保育・保護事業を着実に実施する。

単位:ha

期 別		当 初	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	合 計	
年 度		昭44～51	昭52～56	昭57～63	平1～10	平11～20	平21～28		
計 画	分収造林	4,000	2,500	2,000	1,500	0	0	10,000	
	公 社 有 林	造 林			400	250	0	0	650
		育成天然 林整備				250	0	0	250
	計	4,000	2,500	2,400	2,000	0	0	10,900	
実 績	分収造林	3,918	2,591	2,002	1,517	0	0	10,028	
	公 社 有 林	造 林			402	251	0	0	653
		育成天然 林整備				250	0	0	250
	計	3,918	2,591	2,404	2,018	0	0	10,931	

イ 保育・保護事業

造成した水源林を健全に成林させるため、地域の特性に応じて作成した施業基準に基づき、適期に保育・保護事業を実施してきた。

ウ 第 5 期共同水源林造成計画（平成 21 年度～平成 30 年度）

平成 21 年度からは、第 5 期共同水源林造成計画に基づき、水源林としての機能をより高度に発揮するために、下記基本方針に基づき適正な保育

保護事業に積極的に取り組むほか環境保全への貢献等の普及を推進し、流域の自治体や住民との連携による共同水源林の造成を進める。

- i 長伐期施業による適正な保育保護事業を継続する
- ii 利用間伐に積極的に取り組む
- iii 環境教育など環境保全活動に取り組む
- iv ボランティアや企業との連携による森林整備に取り組む

② 水源かん養公益森林取得事業

国土の乱開発に対する批判の声が高まりを見せた昭和40年代の後半、水資源のかん養、国土の保全など森林の持つ公益的機能を維持増進すると共に森林の乱開発を抑制することを目的に、木曾三川の上流地域において、昭和48年度から昭和53年度までの6年間に19か所1,779haの森林を取得した。

これに要した事業費は東海三県及び名古屋市の特別出資金と岐阜県交付金（中部電力と関西電力の寄附金）によって調達された。

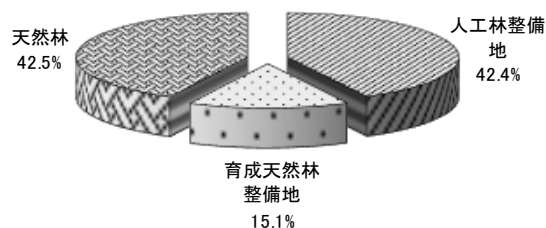
その後、昭和61年に長良川上流で治水ダム用地に郡上市大和町の21haを売却し、代替地として高山市久々野町の98haを取得した。これにより、取得面積は現在1,857haとなっている。

○ 取得森林(社有林)の現況

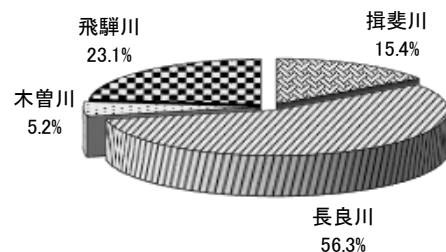
	(ha)
人工林整備地	787
育成天然林整備地	280
天然林	790
計	1,857

	(ha)
揖斐川	286
長良川	1,046
木曾川	96
飛騨川	429

林況別面積割合



流域別面積



③ 公益森林管理事業

水源かん養公益森林取得事業の実施に伴い積み立てられた管理基金の果実（利息）を主な財源として、昭和54年度から実施している。

社有林での火災、盗伐、誤伐等の防止のための巡視を行うとともに、除伐、間伐、枝打、複層林整備、育成天然林整備など、森林の整備と適切な維持管理を実施するほか、流域の人々の参加による「水源林見学会」などを実施している。

(10) 財務状況

① 貸借対照表（平成27～29年度）

（単位：千円）

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	29,727	19,896	28,187
普通預金	29,727	19,896	28,187
未収金	9,134	15,683	13,793
前払金	30	68	98
貯蔵品	59	28	38
未収消費税等	-	1,035	-
流動資産合計	38,950	36,713	42,118
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産	8,540	8,540	8,540
森林	926,649	926,632	926,632
管理基金預金	130,024	130,029	130,035
基本財産合計	1,065,213	1,065,202	1,065,208
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	28,101	30,234	31,733
事業推進積立預金	54,527	54,529	54,531
分収造林補助金形成資産	15,262,946	15,330,247	15,437,781
特定資産合計	15,345,575	15,415,010	15,524,045
(3) その他固定資産			
分収造林勘定	26,032,118	26,222,442	26,363,375
公社有林勘定	2,522,702	2,538,348	2,556,488
建物	1,279	1,279	1,279
建物附属設備	737	737	737
構築物	2,462	2,462	2,462
工具器具備品	427	427	427
減価償却累計額	△3,059	△3,206	△3,345
電話加入権	30	30	30
その他固定資産合計	28,556,697	28,762,520	28,921,454
固定資産合計	44,967,486	45,242,733	45,510,708
資産合計	45,006,437	45,279,446	45,552,827

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,082	4,358	601
預り金	809	923	482
1年内返済予定長期借入金	260,028	271,501	280,157
賞与引当金	2,238	2,265	2,606
未払消費税等	600	-	1,695
流動負債合計	265,760	279,049	285,544
2. 固定負債			
社員借入金	16,717,861	17,117,250	17,461,864
公庫借入金	4,917,255	4,735,976	4,576,326
銀行借入金	1,183,147	1,104,286	1,025,001
社員借入金未払利息	5,507,112	5,558,011	5,610,010
事業推進積立金	54,520	54,520	54,520
退職給付引当金	28,101	30,234	31,733
固定負債合計	28,407,998	28,600,280	28,759,456
負債合計	28,673,758	28,879,330	29,045,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
出資金	8,540	8,540	8,540
森林	926,649	926,632	926,632
国債	130,024	130,029	130,035
森林資産形成補助金	15,262,946	15,330,247	15,437,781
指定正味財産合計	16,328,160	16,395,449	16,502,989
(うち基本財産への充当額)	1,065,213	1,065,202	1,065,208
(うち特定資産への充当額)	15,262,946	15,330,247	15,437,781
2. 一般正味財産	4,518	4,666	4,837
正味財産合計	16,332,679	16,400,116	16,507,826
負債及び正味財産合計	45,006,437	45,279,446	45,552,827

(注) 科目を一部省略して掲載している。

② 正味財産増減計算書（平成27～29年度）

（単位：千円）

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	652	652	650
特定資産運用益	211	205	205
受取補助金等	7,470	7,429	7,374
受取分収交付金	63	229	-
事業収益	33,321	39,045	39,036
間伐材等売払収入	25,616	35,016	30,560
補償金収入	4,116	775	5,368
受託事業収入	3,200	3,200	3,000
J-VER販売収入	388	54	107
法人会計負担額	-	-	-
雑収益	0	38	69
経常収益計	41,719	47,600	47,337
(2) 経常費用			
事業費	338,482	315,355	309,400
保育保護事業費	115,111	103,729	111,576
利用間伐(12齢級以下)胸高直径22cm未満費	53,823	68,028	76,562
利用間伐(12齢級以下)胸高直径22cm以上費	39,302	26,426	8,710
保育作業路開設費	16,456	6,441	20,914
保育間伐費	266	-	-
獣害防除費	1,377	-	-
作業路補修費	3,488	2,482	4,493
作業路災害復旧費	153	337	764
保育雑費	244	14	131
啓発普及費	1,299	903	617
分収交付金	7,273	7,393	5,581
借入金支払利息	112,913	103,759	89,501
公庫借入金支払利息	89,448	86,353	83,177
銀行等借入金支払利息	23,464	17,406	6,323
森林保険料	1,422	1,029	790
社員未払利息	49,699	50,899	51,998
人件費	42,395	43,344	41,959
役員報酬	1,197	1,248	1,248
職員等給与費	30,609	30,811	30,455
賞与引当金繰入額	2,238	2,265	2,606
福利厚生費	7,006	6,887	6,149
退職給付費用	1,343	2,132	1,499
事務経費	8,366	4,295	7,375

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
管理費	3,722	5,398	4,373
人件費	2,203	2,291	2,319
役員報酬	598	624	624
職員等給与費	1,121	1,153	1,170
福利厚生費	483	514	524
事務経費	1,518	3,106	2,054
森林資産勘定振替前当期経常増減額	△300,485	△273,153	△266,436
森林資産勘定振替額	300,460	273,270	266,606
分収造林森林資産勘定振替額	282,327	257,624	248,466
公社有林造林森林資産勘定振替額	18,133	15,645	18,140
評価損益等調整前当期経常増減額	△24	116	170
損益評価等計	-	-	-
当期経常増減額	△24	116	170
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	-	14	-
森林売却益	-	14	-
固定資産受贈益	-	16	-
指定正味財産からの振替額	-	16	-
経常外収益計	-	30	-
(2) 経常外費用			
経常外費用計	-	-	-
当期経常外増減額	-	30	-
当期一般正味財産増減額	△24	147	170
一般正味財産期首残高	4,543	4,518	4,666
一般正味財産期末残高	4,518	4,666	4,837
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	107,214	67,301	107,533
受取保育保護事業補助金	107,214	67,301	107,533
基本財産運用益	658	657	657
基本財産受取利息	658	657	657
一般正味財産への振替額	△652	△669	△650
一般正味財産への振替額	△652	△669	△650
当期指定正味財産増減額	107,220	67,289	107,540
指定正味財産期首残高	16,220,939	16,328,160	16,395,449
指定正味財産期末残高	16,328,160	16,395,449	16,502,989
III 正味財産期末残高	16,332,679	16,400,116	16,507,826

(注) 科目を一部省略して掲載している。

(11) 県から団体への支援内容等（平成 27～29 年度）

① 県の出資

4,000 千円（県出資割合 46.8%）

② 県からの補助金

（単位：千円）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
森林整備事業補助金等	107,214	67,301	107,534
利子補給金	7,471	7,430	7,374
合計	114,685	74,731	114,908

③ 県との委託契約

過去 3 年間なし

④ 県からの借入金及び損失補償債務残高

（単位：千円）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考
損失補償債務 残高	6,354,095	6,103,903	5,872,683	日本政策金融公庫、 金融機関借入
借入金残高	8,371,208	8,574,834	8,751,542	林業経営資金
出資金	4,000	4,000	4,000	

⑤ 県からの職員数

（単位：人）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
役員	0	2	0	2	0	2
職員	3	1	3	1	4	0
合計	3	3	3	3	4	2

（注）職員（常勤）のうち 2 人は公益社団法人岐阜県森林公社と併任。

2. 長期収支試算について

(1) 概要

三川公社は、東海三県一市が相協調して木曾三川上流域の水源地域において分収造林事業を計画的に推進し、森林が持つ多面的機能を高度に発揮する活力ある水源林を造成するとともに山村地域の雇用の創出等、地域振興に重要な役割を果たしてきた。

しかし、分収造林事業は、補助金と借入金で森林を整備し、その森林の伐採収益で債務を返済する仕組みであるため、木材価格の長期低迷による収益性の低下により三川公社の経営は非常に厳しいものになっている。

このため、三川公社では、長伐期施業への転換や財務の改善、組織体制の見直し等に取り組んでいる。

こうした状況にあつて、三川公社では平成 23 年度に「経営改善計画書」（平成 24 年度～平成 28 年度）を策定し、経営改善に向けた様々な取り組みを実施し経営の改善を図ってきている。

現在は経営改善計画の第 2 期目（平成 29 年度～平成 33 年度）に入っており、経営状態の実態を把握する目的で長期収支試算を定期的に見直すこととしている。

なお、直近では長期収支試算の見直しは平成 29 年度に実施しており、三川公社は以下のように試算している。

(単位：百万円)

区分		全体収支	S44～H28 年度(実績)	H29～H100 年度(計画)	
収入	木材販売収入	56,874	133	56,741	
	造林補助金等	43,589	15,169	28,420	
	岐阜県交付金	538	538	0	
	公庫借入金	351	351	0	
	社員借入金	15,902	15,482	420	
	内訳	岐阜県	14,671	8,575	6,096
		愛知県	11,003	6,431	4,572
		三重県	1,834	1,072	762
		名古屋市	1,834	1,072	762
	民間金融機関借入金	2,783	2,783	0	
	その他収入	977	617	360	
	計	150,355	52,223	98,132	

支出	事業費	65,628	26,865	38,763
	管理費	7,641	3,722	3,919
	公庫元金償還	15,902	10,561	5,341
	公庫支払利息	10,472	8,941	1,531
	社員元金償還	29,342	24	29,318
	社員支払利息	9,364	0	9,364
	民間金融機関元金償還	2,783	1,599	1,184
	民間金融機関支払利息	469	420	49
	分収交付金	8,641	61	8,580
	計	150,241	52,193	98,049
差引収益		113	30	83

なお、木材価格は平成24年度からの5年間で年平均価格が最低である平成28年度の平均値で算定している。

(2) 手続

長期収支試算に係る関連データ及び書類等を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 長期収支の試算にあたり、分収割合の変更が100%達成したとみなしていることについて（意見）

長期収支試算において、分収割合の変更については、森林所有者への分収交付にも大きな影響を与える事項であり、森林所有者から契約変更拒否されたら分収割合を変更することはできない。また、森林所有者についても世代交代が発生し森林所有者を的確に把握できていない状況が生じている等の課題や、森林所有者が複数名に及ぶことで権利関係が複雑化していることに加えて、山離れし無関心になっている状況、高齢化が進んでいる状況を鑑みると、分収割合の変更が100%達成される想定でシミュレーションを行うこ

とは、画餅に帰することが容易に想像できる。

特に木材価格については最低値での補正を行ったうえでシミュレーションして計算しているのであるならば、同様に分収割合についても、契約変更に向けた様々な経営努力はするものの、契約変更を100%達成するために係る費用が予測不能であることを鑑みると、現実的に達成可能なレベルでの契約変更率にとどまった状況でシミュレーションすることの方が中長期的な経営判断に資する情報となると考えられる。

なお、平成30年3月末現在の分収割合の契約変更状況は以下のとおりである。

平成30年3月末までに同意を得た件数・面積(内契約済数)	進捗率
1,372件 (1,229件)	83% (74%)
6,864.40ha (5,847.17ha)	68% (58%)

(「平成29年度 事業報告」より)

そこで、分収割合の変更契約について保守的に見積もり、少なくとも平成30年3月末で変更の合意を得ている契約面積に応じて68%達成した場合の長期収支を再試算した。

再試算の結果については以下のとおりであった。

区分		全体収支	S44~H28 年度(実績)	H29~H100 年度(計画)	
収入	木材販売収入	56,874	133	56,741	
	造林補助金等	43,589	15,169	28,420	
	森林整備地域活動支援交付金	538	538	0	
	岐阜県交付金	351	351	0	
	公庫借入金	15,902	15,482	420	
	社員借入金	30,194	17,150	13,044	
	内訳	岐阜県	15,097	8,575	6,522
		愛知県	11,323	6,431	4,892
		三重県	1,887	1,072	815
		名古屋市	1,887	1,072	815
	民間金融機関借入金	2,783	2,783	0	
	その他収入	977	617	360	
	計	151,207	52,223	98,984	

支出	事業費	65,628	26,865	38,763
	管理費	7,641	3,722	3,919
	公庫元金償還	15,902	10,561	5,341
	公庫支払利息	10,472	8,941	1,531
	社員元金償還	30,193	24	30,169
	社員支払利息	9,480	0	9,480
	民間金融機関元金償還	2,783	1,599	1,184
	民間金融機関支払利息	469	420	49
	分収交付金	13,153	61	13,092
	計	155,720	52,193	103,528
差引収益		△4,514	30	△4,544

分収割合の変更の影響により仮に分収契約変更が平成30年3月末の変更割合のままである場合、分収交付金は45億12百万円増加し、長期収支は45億14百万円の赤字になった。

以上の結果から、分収割合の変更契約が現状のままの場合、長期収支に著しい影響を与えることが明確であることから、収穫期までの間の分収割合変更を可能な限り推し進めることに留意されたい。

② 長期収支の試算にあたり、分収契約満了後の植栽費を見込んでいないことについて（意見）

森林公社の長期収支試算の項にも記載したが、三川公社においても長期収支試算上、現在締結しているすべての分収林契約が満了した後については、何ら手を加えずに契約者に土地を返還する前提に基づいて計算されている。つまり、主伐後に新植栽費は計上されていない。一方で、主伐期の伐採は更新伐を予定しており、更新伐を実施することで得られる補助金収入については長期収支試算に加算している。

この点、岐阜県の森林整備事業標準単価表上、更新伐を実施した際は、更新伐後2年以内に樹下植栽等を実施することとされており、森林更新が認められない場合は、最悪の場合には補助金の返還に至るおそれもある。

したがって、長期収支試算に新植栽費を加算すべきかどうかを検討した。

この点、森林公社の長期収支試算の項に記載したとおり、1,000本/ha以上の密度での森林更新は、主伐前の5～10年の収穫間伐以降、母樹を残しながら天然更新を促すために主伐(更新伐)時には5～10年生の若木がある状態での山林土地を森林所有者に返還できることから、新植栽費用を長期収支

試算に加算するまでの規模では発生しないという主張に一定の合理性を認めた。

ただし、新植栽を一定の規模で実施する必要はないにしろ、森林更新を促すための一部補植等の費用については一定の確率で生じうるため、今後、事業費として加算する必要が生じてくる点に留意されたい。

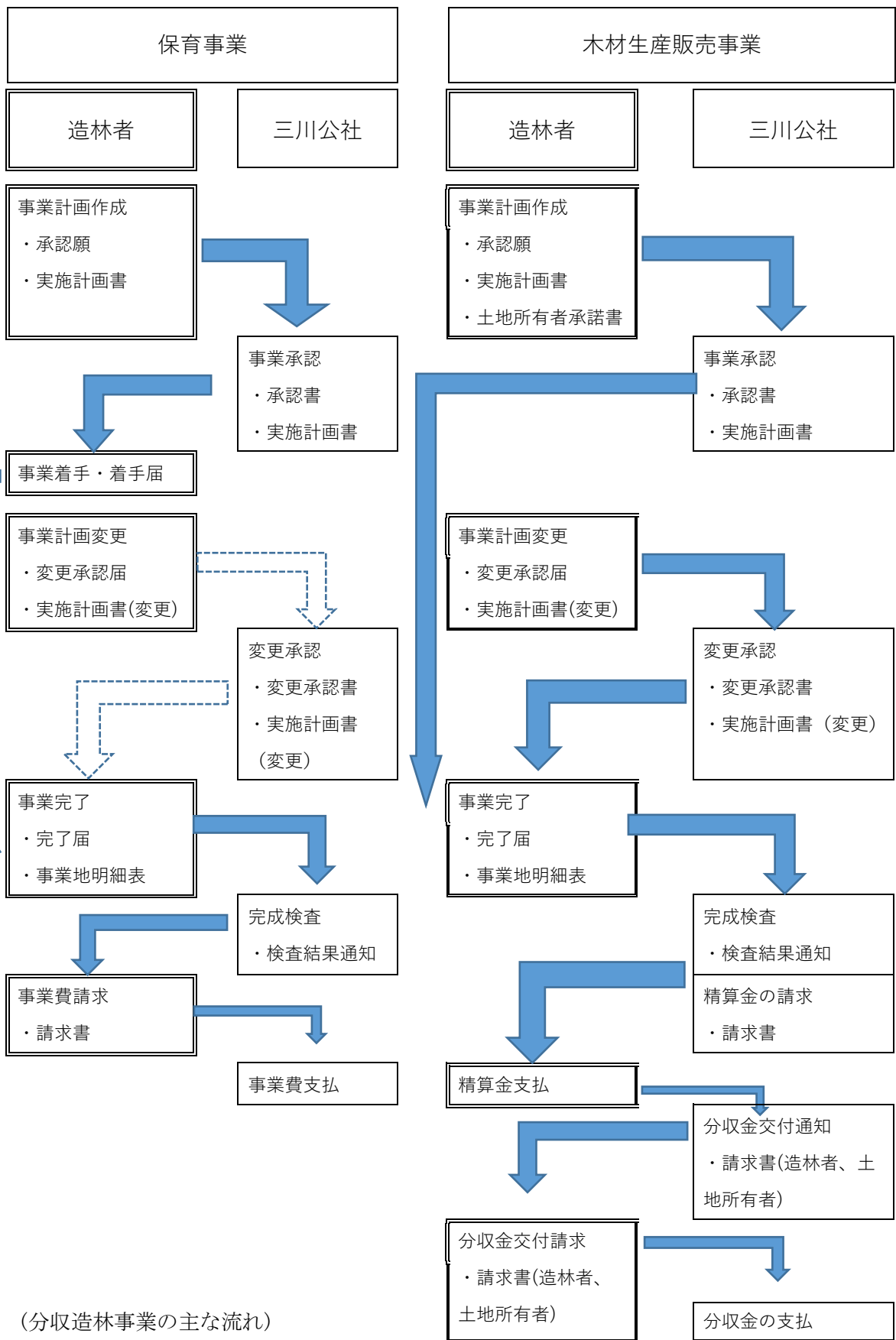
3. 分収造林契約について

(1) 概 要

三川公社は、分収造林契約を森林所有者と結んでいる。昭和44年から事業を開始して当初の契約年数は60年であった。これは伐採の時期をスギは40年、ヒノキは50年を想定して契約年数を設定したためである。この年数は一般的な人工林の伐採時期と合致するものである。分収造林事業は、長期的に森林を育てることにより、水源のかん養、国土の保全、自然環境の保全等森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りつつ地球環境の保全に資するとともに、産業の発展及び住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的としている。

三川公社は、木材が売却可能な林齢に到達するまでは事業費を確保できないため借入金に頼っている。この借入金を返済するためには分収林を主伐するしかない。しかしながら木材価格が低迷している中で主伐を行ったとしても借入金を返済できるだけの資金を確保することが不明である。また分収造林契約の中には、主伐後の再造林は含まれていないため森林所有者が再造林を行う必要があるが、森林所有者の負担で行われるため、どれだけ再造林がされるか不明確である。

そのため三川公社では、契約期間を100年に延長し、スギは80年、ヒノキは90年で伐採する長伐期施業に変更することによって、主伐を行わず、林齢50年頃から数回の間伐や更新伐を行って、広葉樹の生育の促進、裸地化による森林機能の急激な低下の防止、山地災害の防止、水源のかん養など多くの機能を維持する予定である。更新伐とは、現存している森林を一部伐採し、その跡地に天然更新による広葉樹の侵入を促し、又は、異なる樹種などを植え替え、山の転換を図る伐採方法のことである。新しく山を作るのではなく、主伐できるレベルに育っている木を伐採し、その跡地に広葉樹の侵入や別種の苗を植え替えて世代交代することにより、新たな森の活性化と再生を目的としている。



(2) 手 続

分収造林契約の変更について、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析、質問等）を実施することにより、分収造林契約の変更に関する事務手続の妥当性を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 分収造林契約の変更について（意 見）

概要に記載のとおり、三川公社では分収造林契約は 100 年に変更することを想定している。三川公社は平成 15 年から契約の変更作業を始めており監査人の往査時点で約 80%の変更が終了している。一方で未変更の件数は 204 件あり、その内訳は下記のとおりである。

状況	件数
反対	36
検討中(回答待ち)	71
未交渉(文書依頼のみ)	72
連絡者の所在調査中	25
計	204

(契約未変更の内訳)

契約年	件数	残契約年数
昭和 44 年	11 件	11 年
昭和 45 年	10 件	12 年
昭和 46 年	16 件	13 年
昭和 47 年	9 件	14 年
昭和 48 年	8 件	15 年
昭和 49 年	9 件	16 年
昭和 50 年	8 件	17 年
昭和 51 年	12 件	18 年
昭和 52 年	16 件	19 年

昭和 53 年	13 件	20 年
昭和 54 年	12 件	21 年
昭和 55 年	7 件	22 年
それ以降	73 件	-

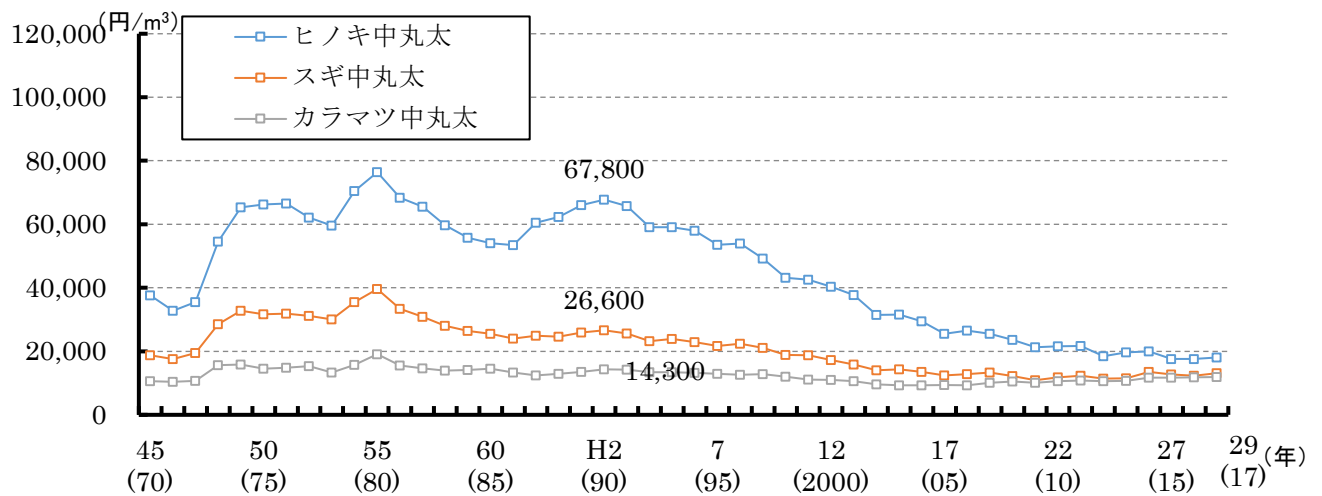
(契約年毎の未変更契約数)

三川公社の担当者へヒアリングを実施したところ、現時点では、契約変更を行えなかった場合は想定しておらず、未変更箇所の主伐に関する計画はないとのことであった。契約の終了年には、分収林を主伐した状態で森林所有者へ返還するが、主伐を行うためには市町村へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する必要がある。この「伐採及び伐採後の造林の届出書」は伐採者（三川公社）と森林所有者が連名で提出する必要がある。つまり、残契約年数の間に森林所有者に再造林を自費で行うことに合意してもらう必要がある。又は、残契約期間で長伐期施業と同じように更新伐を繰り返すしかない。そのような点を考慮すれば実質的に契約変更業務に当てられる時間は限られているため、早急に契約変更できなかった場合の対応を検討されたい。

4. 木材販売について

(1) 概要

三川公社においては、平成 29 年度末現在、約 233 億円の借入金が存在する。この返済方法としては、森林の利用間伐及び主伐による木材の販売しかない。そのため木材の販売価格によって借入金の返済が十分可能かどうか決まってくる。木材価格はピーク時に比べて下落している。近年は下落傾向が横ばい傾向にあるものの、今後木材価格が上昇するかどうかは不確実な現状がある。三川公社が所有する森林は分収林であるため、販売額の全額が三川公社の収益になるわけではない。この割合は分収造林契約の中で決められており、平成 30 年 12 月時点では 2 者契約であれば、主に「三川公社：森林所有者=8：2」となっている。



(出典) 林野庁公表：平成 29 年度 森林・林業白書

(2) 手 続

木材販売について、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析、質問等）を実施することにより、木材販売に関する事務手続の妥当性を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 木材販売について（意 見）

三川公社では造林者に間伐や主伐の作業を委託している場合が多い。この場合は、伐採した木材の販売先は、造林者が 2 箇所以上提案して比較し、最も有利な販売先を三川公社が決定している。伐採した木材を共販所に持ち込む方法は、他の林業事業者と比較しても一般的である。共販所で販売すれば販売価格は時価となるため安定した収入を得られるかどうかは不確実になる。そのため監査人としては、一定量を供給する代わりに、木材の買取価格を一定にする契約を特定の事業者と結ぶことも考慮することが適切と考えられる。また近年では、事業者の枠を超えて連携し、海外需要家が要望する大ロット生産に対応している事例もみられる。多額の借入金を実際に返済するためにも販路を拡大する施策も検討されたい。

団体名	鹿児島県・宮崎県木材輸出戦略協議会
設立	平成 23 年 4 月
参加事業体名	曾於市森林組合、曾於地区森林組合、都城森林組合、南那珂森林組合
目的	国内で需要の少ない低品質材や大径材の韓国に向けた輸出の拡大
成果	平成 23 年度に 4,690 m ³ であった輸出量が平成 29 年度では 54,266 m ³ まで増加した。

(事業体連携の具体例)

5. 森林資産情報の注記について

(1) 概 要

森林資産は、その主伐による収益の獲得に至るまでが超長期であることから、その投資額の回収能力はその間の社会経済情勢の変化に大きく影響される。そこで、林業公社会計基準第 28 条において、森林資産に関して現時点における回収能力見込等額の情報を事業運営の重要な情報として注記することとしている。

また林業公社会計基準注解 25 において、回収能力見込額の算定は、標準伐期齢未満の資産にあっては、森林法で伐採が規制されていること、また、未だ生育途中の森林であり木材価格を基礎とした回収能力の測定は極めて困難であることから除外することとし、標準伐期齢以上の資産について回収能力の測定を行うものとしている。その算定は、現在の丸太市場価格を基に、将来の立木販売収入の見込額に補助金収入を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を、現在価値に割り引いた額とする。なお、現在価値を算定する際に用いられる割引率は、当該公社の現実の資金調達を反映した資金調達コストを基礎に算定することとしている。

経営改善等の情報は、回収能力見込額が帳簿価額を下回る場合には、その対策について注記する必要がある。

(2) 手 続

森林資産情報の注記に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の

合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

① 回収能力見込額の算出にあたり、分収割合の変更が 100%達成したとみなしていることについて（指 摘）

三川公社では、上記林業公社会計基準の規定を受けて、回収能力見込額を以下の条件で算出している。

<算出条件>

① 契約地

契約地全体で標準伐期齢を超えた契約地を対象（52 契約地）

② 木材価格

平成 24 年度から平成 28 年度までの岐阜県森林組合連合会 3 共販所の 5 年間の木材価格の平均値

③ 分収割合

将来的にすべての分収割合を 8:2 に変更することを目標とするため、すべて 8:2 で算出

④ 資金調達コスト

資金調達コスト = (支払利息 - 利子助成補助金) ÷ 借入金残高

<森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額の注記>

(単位:百万円)

森林資産	貸借対照表価額				回収能力見込額
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
標準伐期齢未満	27,241	201	403	27,039	—
標準伐期齢以上	1,519	361	-	1,880	1,002
計	28,760	562	403	28,919	—

(注) 1 回収能力見込額については、標準伐期齢未満の資産は未だ生育途中の森林であり、その測定は極めて困難であることから除外している。

2 減少額は売却による減少ではなく、標準伐期齢以上の森林資産への振替である。

(出所) 公益社団法人木曾三川水源造成公社「平成 29 年度 財務諸表に対する注記」

三川公社は、将来の立木販売収入見込額を算出するに当たり、分収割合を

一律 8 : 2 で計算しているが、現状森林所有者との分収割合変更手続の進捗率は平成 30 年 3 月末時点の約 74% とすべての変更手続が完了しているわけではない。今後も森林所有者への交渉を進めていくが森林所有者が不明であったり、森林所有者への説得が困難であったりと、現状ではすべての分収割合の変更が可能である見通しが立っていない。

林業公社会計基準第 18 条では、固定資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とするとしている（固定資産の減損処理）。そして、林業公社会計基準注解 12 の 2 において、「時価が著しく下落したとき」とは、時価が帳簿価額から概ね 50% を超えて下落している場合としている。

平成 29 年度末時点で三川公社の森林資産の時価（回収能力見込額）は帳簿価額の 53%（回収能力見込額 1,002 百万円 ÷ 当期末残高 1,880 百万円）と、50% に迫ってきており、森林資産の減損処理の判断上、時価（回収能力見込額）の算定が重要となっている。

森林資産の回収能力見込額の算出をより精緻にするために、回収能力見込額の算出に当たり分収割合を一律に 8 : 2 にするのではなく、現状の個々の森林所有者との契約の割合にすることが必要である。

<分収割合変更の内容>

契約	当事者	分収割合変更前			分収割合 変更後
		市町村有	公有等 (共有林)	私有・ その他	
三者契約	三川公社	60%	40%	50%	80%
	土地所有者	30%	50%	40%	18%
	造林者	10%	10%	10%	2%
二者契約	三川公社兼造林者	70%	50%	60%	80%
	土地所有者	30%	50%	40%	20%
	三川公社	60%	40%	50%	80%
	土地所有者兼造林者	40%	60%	50%	20%

② 回収能力見込額算出における直接事業費及び分収交付金について（意見）

また三川公社では、回収能力見込額の算出に当たり、直接事業費及び分収交付金の発生時点を将来の立木販売収入の発生時点と同時点として割引計算しているが、実際の直接事業費及び分収交付金の発生時点は将来の立木販売収入の発生時点より前に生じる。

現状の算出方法では、直接事業費及び分収交付金が実際の発生時点よりも遅く発生していることになり割引計算上過小に計算され、その結果、より精緻に計算した場合よりも回収能力見込額が過大に算出されることとなる。

林業公社会計基準では、直接事業費及び分収交付金の発生時点を詳細に定めていないので、現状の算出方法でも会計基準上問題ではない。ただし、上記の記載のとおり、時価（回収能力見込額）が帳簿価額に迫っており、回収能力見込額の金額が現状よりも小さくなる場合には、森林資産について減損処理が必要となる可能性がある。したがって、森林資産の減損処理の判断上、回収能力見込額をより精緻に算出することが適切と考える。

6. 公益森林管理事業について

(1) 概 要

水源かん養公益森林取得事業の実施に伴い積み立てられた管理基金（平成30年4月1日現在130,000千円）の利息を主な財源として、昭和54年度から実施している。

社有林での火災、盗伐、誤伐等の防止のための巡視を行うとともに、除伐、間伐、枝打、複層林整備、育成天然林整備等、森林の整備と適切な維持管理を実施するほか、流域の住民の参加による「水源林見学会」等を実施している。

(2) 手 続

公益森林管理事業に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることにする。

① 水源林見学会の予算について（指 摘）

木曾三川の下流域の住民に水源林整備の大切さを認知してもらい、三川公社の目的、役割、事業等に対する理解を深めるため、愛知県、岐阜県、三重県在住の小学生と保護者を対象に、平成11年度から毎年1回三川公社造林地で「水源林見学会」を実施している。

<水源林見学会での間伐体験の様子>



<水源林見学会の参加人数>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	累計
岐阜県	18	22	9	8	4	321
愛知県	11	2	8	17	7	282
三重県	0	0	0	0	10	76
名古屋市	17	22	34	6	11	353
計	46	46	51	31	32	1032

参加定員は平成 27 年度までは 60 名であったが、会場までの道のりで舗装されていない道路があり移動に危険を伴っていたため、平成 28 年度以降会場を中津川市に変更し、会場の規模に合わせ定員を 40 名に変更した。

水源林見学会に関する直近 5 年間の収支を確認すると、平成 29 年度は黒字を確保しているものの、それまでの 4 年間は赤字が連続していた。

平成 28 年度までは啓発普及費が膨らんでいるが、これは水源林見学会を開催するに当たり、事前に間伐体験を実施する場所を確保するため笹刈りを行ったり、当日の間伐体験の補助者の人員を確保するための支出が大きかったが、平成 29 年度は会場を変更したことにより縮小できた。

これまで啓発普及費が基本財産利息収入（管理基金からの利息）を上回っていたのは、啓発普及費の予算を、基本財産利息収入の金額の多寡を考慮せず過去に支出した金額を基準に決めており、そのため啓発普及費が基本財産利息収入を超え赤字が連続していたと考えられる。

水源林見学会は毎年一定数の参加者を確保できており、応募段階では定員を超える応募が集まってきていることから、三川公社にとって有意義なイベントであるといえる。しかし、赤字が連続するようでは当該見学会の継続が困難になるおそれがある。今後当該見学会を持続可能なものにするために、予算を策定する際には啓発普及費が基本財産利息収入に見合うように計画する必要がある。

< 水源林見学会の収支 >

(単位:円)

科目	H25	H26	H27	H28	H29
基本財産利息収入	936,003	776,976	650,025	650,019	650,007
作業路補修	0	0	0	63,180	0
啓発普及費	1,209,693	1,294,458	1,299,326	903,099	617,293
差引	△ 273,690	△ 517,482	△ 649,301	△ 316,260	32,714

(出所) 公益社団法人木曾三川水源造成公社「公益森林管理事業 収支計算書」

第5 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。